

○議事日程（令和２年６月16日第２日）

日程第１ 会議録署名議員の指名

日程第２ 諸般の報告

日程第３ 町政一般に関する質問

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 吉 田 太 郎

○出 席 議 員

１番	西 脇 康	２番	清 水 由美子
３番	小 寺 光 信	４番	北 倉 義 博
５番	岩 永 義 仁	６番	長 澤 龍 夫
７番	大 橋 三 男	８番	吉 田 太 郎
９番	早 崎 百合子	１０番	野 村 永 一
１１番	田 中 敏 弘	１２番	松 永 民 夫
１３番	水 谷 久美子		

○欠 席 議 員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	大 橋 孝	副 町 長	川 地 憲 元
教 育 長	森 島 恵 照	総 務 部 長 兼 企 画 政 策 課 長	松 岡 弘 泰
総 務 部 総 務 課 長	中 島 恵 美	総 務 部 税 務 課 長	藤 田 勝 彦
住 民 福 祉 部 長 兼 健 康 福 祉 課 長	高 橋 正 人	住 民 福 祉 部 住 民 人 権 課 長 心 得	尾 前 眞 理
住 民 福 祉 部 長 子 ども 課 長	近 藤 真 由 美	住 民 福 祉 部 生 活 環 境 課 長	問 山 剛
産 業 建 設 部 長 兼 建 設 課 長	大 倉 修	特 命 事 項 推 進 監 兼 産 業 建 設 部 農 林 振 興 課 長	川 口 智 也
副 特 命 事 項 推 進 監 兼 産 業 建 設 部 企 業 誘 致 ・ 商 工 観 光 課 長	竹 中 修	産 業 建 設 部 水 道 課 長	近 藤 晴 彦
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	田 中 実	教 育 委 員 会 事 務 局 長 兼 教 育 総 務 課 長 兼 ス ポー ツ 振 興 課 長	西 川 敏 明

教 育 委 員 会
生 涯 学 習 課 長

小 里 克 昌

消 防 長

廣 澤 幸 雄

消 防 総 務 課 長

大 倉 巧

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

西 脇 直 樹

議 会 事 務 局 書 記

稲 川 諭 実 彦

(開議時間 午前 9 時 30 分)

○議長(吉田太郎君) おはようございます。

令和 2 年第 2 回養老町議会定例会の開催に当たり、議員並びに執行部各位には何かと御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行いますので、全員、御起立をお願いします。傍聴者の皆様も御一緒をお願いいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(吉田太郎君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は、全員出席であります。

なお、本日の会議の状況をケーブルテレビによる録画放送のため、CC ネット係員の議場への入場及び収録を許可いたしました。

ただいまから令和 2 年第 2 回養老町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長(吉田太郎君) それでは、日程第 1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第 127 条の規定によって、7 番 大橋三男君、9 番 早崎百合子君を指名します。

○議長(吉田太郎君) 次に、日程第 2、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

また、地方自治法第 243 条の 3 第 2 号の規定により、養老里づくり会社より経理状況を説明する書類として決算報告書が提出されたので、議員各位のお手元に配付いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

○議長(吉田太郎君) 次に、日程第 3、町政一般に関する質問を行います。

なお、一般質問は、養老町議会会議規則第 56 条の第 1 項の規定に基づき、議員 1 人当たりの質問・答弁の時間を 60 分以内といたします。

本日は、新型コロナウイルス感染症に関する一般質問がありますが、新型コロナウイルス感染症の発症からこれまでに国内では 1 万 8,248 人の感染者があり、964 人の方がお亡くなりになりました。また、県内では 154 人の感染者、7 人の方がお亡くなりになりました。このような中で、感染患者を含む治療等に従事される医療関係者への敬意を表するとともに、新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになりました方々の御冥福をお祈りいたします。

それでは、6 名の議員から質問の通告がありましたので、順次発言の許可をします。

最初に、13 番 水谷久美子君。

○13 番(水谷久美子君) 発言の許可を得ましたので、通告に基づき 3 件で質問をいた

します。

最初に、教育行政における新型コロナウイルス感染症対策や対応について、4点でその見解を求めるものです。

1点目は、「家族の絆・愛の詩」の募集事業についてです。

1997年、平成9年3月議会の一般質問で、当町の孝子の里の歴史に沿った一筆啓上的なまちづくりを創作してはどうかと提言をいたしました。

当時の高木正義教育長は、踏み込んで考えていくとの見解を示し、その後、担当課において調査研究を重ね、2000年、平成12年の施政方針に、孝子伝説のある養老町として、みんなでもう一度親孝行とは何かを問いかけながら、地域の特性を生かした、また地域に根差した運動として展開するよう呼びかけていきたいとの文言が盛り込まれました。

スタート当時の「愛、親と子の詩」は「家族の絆・愛の詩」となり、首長や教育長がお替わりになっても20年間の継続事業として取り組まれてきました。

しかし、21年目を迎えた今年、新型コロナウイルス感染症が町主催のイベント事業を年内中止に追い込んでいます。

幸いにして、この事業は3密ではなく、紙ベースやメールなどでの募集となります。例年、表彰式なども年内開催ではありません。

私は、国内外の人々がコロナ感染の時代をともに生きる本年だからこそ意義ある事業と考え、継続を求めるものですが、その見解を伺います。

2点目は、高等教育無償化プロジェクトF R E Eの調べによれば、新型コロナで保護者の収入が減少したり、アルバイト先が休業したりする中、学生の5人に1人が退学を考える事態が広がっていると警告しています。

学びの権利を守ろうと2,000を超える大学の学生が学費の減免や支援を求めるインターネット署名を展開し、運動は大学の垣根を越え、学費の一律半額免除を求める署名へと発展しています。

国は、バイト収入が絶たれるなどして困窮している学生を対象に1人10万円から20万円の給付を閣議決定いたしました。給付対象は43万人と狭く、大学、短大、高専、専門学校など約370万人の1割にすぎません。

そこで、町内在住の奨学金を支給している大学生などに奨学金利用者支援事業の創設を求めるものです。

3点目は、小・中学校の夏季休暇などの期間について伺います。

これまで、学校の休業、再開に向けては、県教育委員会や西濃教育事務所と連携して養老町においても対応がされてきたと認識しています。しかし、夏季・冬季休暇の決定は西濃圏域でも各市町の裁量で決定されていますが、養老町において、決定までのプロセスを伺います。

4点目は、ステイホーム期間が3か月と長期に及ぶ中、町民が町立図書館が果たす役

割を再認識することとなりました。

4月4日から6月1日までの休館でしたが、もしかしたら借りられるかもしれない、ニュースなどで全国的にも図書館再開の報道があるが、養老はいつから借りられるのかとの声も聞かれました。

今回のコロナ感染で、新しい図書館の利用方法の先進例も紹介されています。令和2年5月1日、内閣府地方創生推進の「今こそ地方創生」と題した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事例集の中に、「図書館パワーアップ事業」を掲げています。

当町も積極的に活用すべきと要望しますが、その見解を伺います。

○議長（吉田太郎君） 教育長 森島恵照君、答弁。

○教育長（森島恵照君） 水谷議員の御質問について、初めに夏季休業日等の決定のプロセスをお答えした後、各担当課よりお答えします。よろしくお願いいたします。

夏季休業日や冬季休業日は、養老町学校管理規則第4条に定められています。今回、4月・5月の教育委員会において新型コロナウイルス感染症による臨時休業が長期化したことを受けて、児童・生徒の学力の保障、授業時数の確保のため、短縮することを決定しました。

協議過程について、西濃教育長会における協議もありましたので、そのプロセスを御説明します。

本年4月23日に行われた臨時西濃教育長会で、学力保障のための家庭用学習シートワークの作成を西濃地区共同で行うことになりました。その中で、授業時数確保のための夏季休業日・冬季休業日等の短縮について、西濃地区で統一する方向で協議が行われました。

本町では、独自に授業時数確保のための試算をして、4月21日、5月14日の教育委員会や5月初旬の臨時校長会で協議してまいりました。

5月25日、第2回西濃地区教育長会が開催され、大垣市より原案が提示されました。その案は、本町で協議してきた案とほぼ同一でしたので、近隣市町と協議し、夏季休業日を8月1日から16日、冬季休業日を12月26日から1月6日としました。

プロセスは以上です。

なお、授業時数を確保するために、その取組は土曜授業や中学校における7時間目の授業など、児童・生徒や教職員の負担感もあります。内容や方法を工夫し、学習意欲の低下を招くことがないように、随時学校の取組状況を確認しながら検討してまいります。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） 小里生涯学習課長、答弁。

○教育委員会生涯学習課長（小里克昌君） それでは、水谷議員の御質問についてお答えします。

1 点目の「家族の絆・愛の詩」事業の継続に関しましては、本年度の事業方針を決定するに当たり、本年5月に「親孝行と生涯学習を進めるまち養老」町民会議において、運営委員会兼務総会を书面開催し、第21回養老町「家族の絆・愛の詩」の募集について委員の方々にお諮りしたところ、全員賛成の評決を頂いたところでございます。

現在、養老町愛の詩募集実行委員会を中心として、例年と同様に県内小・中学校、高等学校、特別支援学校、県内各教育委員会、図書館、全国教育委員会、地方新聞社等へ全国募集の案内をお送りしました。

また、町民への広報として、まず6月8日からホームページへ募集要項を掲載し、町ホームページからも提出できるよう作品募集フォームを設定しております。また、町内小・中学校への依頼と各地域公民館等へ募集要項の配付を行い、広く周知を図るため、7月広報の配付時にも回覧を依頼する予定でございます。

募集期間は、本年6月8日月曜日から9月4日金曜日まででございます。多数の応募をお待ちしております。

なお、表彰式・詩の発表会を来年1月に予定しておりますが、社会情勢を踏まえ、開催が困難な場合はケーブルテレビや町ホームページ等での配信に変更するなど、広く全国に発信してまいります。

今後とも、本町の養老の滝にまつわる孝子伝説の尊い心を受けて、親と子が心豊かに触れ合うふるさとづくりに取り組んでまいりたいと存じます。

続きまして、4点目の図書館パワーアップ事業に関するところでございますが、国の地方創生臨時交付金活用事例にある図書館パワーアップ事業への対応につきましては、図書館の蔵書を増やすことや、パソコン等での蔵書情報のオンライン化、インターネット予約、郵送による貸出し等、読書環境の充実に向けた取組を実施する場合に充当されるものでございます。

現在、町図書館では5月19日より電話、またはパソコン等を利用したインターネットからの予約資料の貸出しを再開し、6月2日からは館内窓口による貸出し・返却及び時間を限定した閲覧と、一部のサービスに限定して開館しております。また、年間約400万円の予算規模で新たな図書等の整備を行っております。

令和元年度の一般図書及び児童図書の貸出し実績といたしましては、年間約7万6,200冊であり、そのうち電話やインターネットでの予約割合は5.1%の約3,900冊であります。

今後、在宅での読書時間の増加が見込まれる中、町図書館の利用方法の周知の在り方や予約貸出率の増加を図るための対策が急務であり、交付金の活用も重要であると考えております。

例えば、今年度に限り現在行っている貸出冊数の1人当たりの上限を5冊から10冊への増冊、また貸出期間を2週間から3週間へ延長することで在宅時間を少しでも過ごし

やすくなりますので、さらに図書館を活用していただけるよう、新刊図書の拡充やセット図書の購入により蔵書の充実を図る。また、薬剤を用いた拭き取りによる除菌対策をしておりますが、さらに強力に除菌できる設備の導入など、交付金を活用できるか検討してまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） 西川教育委員会事務局長、答弁。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（西川敏明君） 私のほうからは、2点目の大学生など奨学金利用者支援事業創設についてお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症拡大による影響で世帯収入の激減やアルバイト収入の激減、中止などにより、学生生活にも経済的な影響が出ていることから、国においては本年4月に開始した高等教育の就学支援新制度及び貸与型奨学金の家計急変対応や大学等に対する授業料納付の延期、各大学独自減免措置への支援等の対応をされているところです。

また、特に家庭から自立した学生等が大学等の中退せざるを得ないような事態も想定されることから、学びの継続のために必要な学生支援緊急給付金を新たに創設されました。

議員御指摘のとおり、対象となる学生は限られるようですが、これらの制度の活用について周知していきたいと考えます。

町独自の支援事業につきましては、近隣市町においても育英資金や奨学金として支給・貸与されており、将来の養老町を担う子供たちを育てるという観点から検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） それでは、再質問いたします。

1点目は、詩の募集に関しては、教育現場において大変な中での教育委員会からの依頼になると思いますが、記念すべき21年継続事業として、生徒・児童・保護者の協力を得るよう努力していただきたいと思います。

また、これまでの応募数、応募県統計、応募年齢などもお知らせください。

2点目は、町内の学生支援事業については検討するという答弁がありましたけれども、私は学生が強い町のメッセージを受ける事業になると考えるものです。対象学生数の把握があればお知らせください。

3点目は、夏休みの決定については、現場の教員やPTAの意見反映はあったのでしょうか。また、コロナ感染症拡大2波への備えの検討もされたのでしょうか。

4点目は、図書環境の充実を求め、2014年、平成26年9月議会で図書予算の増額を求める一般質問をしました。当時、年額320万円の図書予算は県下最低であり、1人当たりの蔵書数も大変低い数値でした。

これが、当時生数字をもらい、こちらで棒グラフ化したものです。左が、500万、1,000万、1,500万、2,000万というふうで、養老町が本当に350万前後ということですけども、そういうふうな状況でございました。

次に、人口1人当たりの貸出冊数についてでございますが、赤いのが養老町でございます。左の数値は、2冊、4冊、6冊、8冊、10冊、12冊、14冊ということで、安八町が町民1人当たり13冊年間借りるというふうな統計になっております。養老町は2冊というのが現状です。

そして、最後に人口1人当たりの図書費です。左が100円、200円、300円、400円ということで、池田町は1人当たり650円、養老町が110円というふうな現状でございました。

先ほどの答弁で、蔵書数のことや新刊のことも答弁の中にありましたが、この現状を鑑み、本当に豊かな図書館にしていきたいというふうに改めて思うものです。

新刊購入も含め、現在の一般・児童図書蔵書数について伺いたいと思います。

○議長（吉田太郎君） 教育長 森島恵照君、自席で答弁。

○教育長（森島恵照君） まず初めに、先ほど私の回答の中で、冬休みの期間についてですが、12月26日から1月6日と申し上げたようで、申し訳ございません。1月5日まででございますので、訂正させていただきたいと思います。

それでは、再質問を頂きました夏休みの決定について、現場の教員やPTAの御意見等の反映はあったのか、さらに第2波への備えはどうかということでございますが、まず夏休みの検討は町の校長会でも行いました。校長会のほうにつきましては、自校の教職員の意見も反映して話し合うようにしてまいりましたので、教職員の意見の反映もございました。

また、PTAの運営委員会等で夏休みのことについてもお話をさせていただきましたので、PTAの皆さん、保護者の皆さんの御意見等についても周知、お知らせをしてきたところ です。

コロナウイルス感染拡大の第2波については、中学校卒業式の在り方で備えたいと考えております。

県教育委員会は、3月16日に卒業式を移動する案を示しています。現在、当初の予定どおり本町では卒業式を3月5日と予定して計算をしてまいりましたので、その差が第2波の備えというふうに考えております。しかし、第2波の状況によってはそれだけでは済まないこともございます。児童・生徒や教職員の負担に配慮しつつ、その状況に応じてさらに工夫してまいりたいと思います。以上です。

○議長（吉田太郎君） 小里生涯学習課長、自席で答弁。

○教育委員会生涯学習課長（小里克昌君） それでは、水谷議員の再質問についてお答えします。

1点目のこれまでの詩の応募累計数につきましては、第1回から第20回までの累計で、

一般の部におきまして9,153編、小・中の部で3万1,760編、合計4万913編でございます。

次に、都道府県別の応募実績としましては、県別データのある第3回から第20回の一般の部において割合が一番多い応募県は、岐阜県の41%、2番目は7%の東京都、3番目は5%の愛知県、4番目は4%の大阪府、5番目は3%の埼玉県、千葉県、神奈川県、兵庫県となっております。

最後に、年代別の応募実績としまして、分析データのある第13回から第20回において割合が一番多い年代は、小学生の53%、2番目は中学生の29%、3番目は4%の40代、4番目は3%の30代、5番目は2%の50代となっております。

次に、4点目の町図書館の蔵書数につきましては、令和元年度末の蔵書数でございますが、一般図書が6万7,351冊、児童図書が3万3,959冊、合計10万1,310冊でございます。

また、直近3か年の受入れ冊数としましては、寄贈本も含め平成29年度は3,538冊、平成30年度は3,047冊、令和元年度は2,959冊でございます。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） 西川教育委員会事務局長、自席で答弁。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（西川敏明君） 私のほうからは、2点目の奨学金の対象学生数の把握についてお答えをさせていただきます。

対象学生数につきましては、国や県、公的団体などの公的な奨学金や民間団体の奨学金などがございますので、把握ができません。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 2008年の図書館法の主な改正点の中で、第7条の3、4では、図書館は当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない、また4項では、図書館奉仕に関する地域住民とその他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならないとしています。

今回の状況も踏まえ、運営の改善や町民ニーズに沿った検討を求めますが、教育長の最後の見解を求めたいと思います。

○議長（吉田太郎君） 教育長 森島恵照君、自席で答弁。

○教育長（森島恵照君） ただいまの御指摘を頂きましたことを踏まえて、現在御利用されている状況、さらに今後の改善方向について検討をし、また御報告、ホームページ等でお知らせできるようにしてまいりたいと思います。

一般的な図書館の利用状況については御指摘のとおりですが、学校図書館においては各学校に学校司書を配置し、児童・生徒の図書利用及び読書指導については他の市町に

比べても十分な取組をさせていただいているところだと思っております。

一般の皆さんに対する啓発というところで御指摘の点があったと思いますので、そのところについて今後検討してまいりたいと思っております。以上です。

〔13番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 次いで、改良住宅の譲渡施策の進捗状況について伺います。

2012年、平成24年8月10日、組織再編された第7回改良住宅特別委員会において、改良住宅適正管理に向けた実施手順スケジュール案が示され、対策として滞納問題、継承問題、転貸し、いわゆる又貸し問題、明渡し、いわゆる町への返却問題、更新住宅問題、家賃問題、用途廃止、払下げ計画について協議が始まりました。

この間、改良住宅特別委員会は29回の会議を重ね、改良住宅譲渡部会も本年1月7日で7回の協議を重ねてまいりました。482戸の改良住宅を町の管理から入居者に払い下げていくとの方針の下に、先ほど様々な問題をクリアすることが求められました。

私は、以前、改良住宅の問題解決なしに1300年祭は祝えないと申し上げましたが、本年4月から滝見町住宅46戸の譲渡受付が開始されています。ここに至るまでには、担当部局が一丸となり、施策を前に進め、諸課題を先送りせず取り組んだことに自治体労働者としてのあるべき姿を学んでまいりました。

さて、1点目に、現時点での譲渡実績について伺います。

2点目は、新型コロナ感染の下で、暮らし、雇用、経営などが深刻な現在、負の要因の中で譲渡開始となりました。町も入居者も想定外の社会経済の下で、新たな課題に直面をいたしました。譲渡施策に独自の支援策や具体的な行動を検討しているのか伺います。

○議長（吉田太郎君） 大倉産業建設部長、答弁。

○産業建設部長兼建設課長（大倉 修君） 1点目の御質問につきましては実務的な内容でございますので、私のほうからお答えいたします。

譲渡の実績ということでございますけれども、改良住宅の譲渡は令和元年度から令和8年度までの8年間としており、基本的には建築年度の早いタイプのものから譲渡を受け付けることとしております。

これまで、譲渡の開始を来年度以降に予定しているいわゆる新しいタイプに関するものを主に、相談は数件受けておりますけれども、譲渡の実績はございません。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） 副町長 川地憲元君、答弁。

○副町長（川地憲元君） 2点目につきましては、改良住宅特別委員会の副委員長ということもございますので、私のほうから御回答を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響によりまして著しく収入が減少した世帯への対策と

いたしまして、条例、規則等で家賃 ―― 住宅使用料でございますが ―― 納付につきまして猶予を可能としております。また、これまで譲渡に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響に関する具体的な御相談は受けておりませんが、失業や休業、廃業等により所得が減少したことなど、特別な事情がある場合は家賃の減免等の措置もございます。

改良住宅の新型コロナウイルス感染症に関しましては、今後もこれらの措置により対応をしていくとともに、譲渡の促進に向けましては、特別委員会の委員の皆様をはじめ、関係各位の御協力の下、引き続き契約者の方々へ周知を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 再質問いたします。

この間、法的措置による適正管理が行われてきましたが、諸問題全ての実績について具体的な数字を求めます。

1点目は滞納整理額、2番目は承継数、3点目は転貸し、4点目は明渡し数、5点目は裁判調停件数、6点目は弁護士事務所への報酬額、7点目は適正入居者数でございます。

○議長（吉田太郎君） 大倉産業建設部長、自席で答弁。

○産業建設部長兼建設課長（大倉 修君） ただいまの水谷議員の再質問にお答えいたします。

順番は前後しますが、御了承願います。

承継数は21件、明渡し件数は119件で、裁判の調停数、いわゆる訴訟の提起件数になりますが、20件でございます。

また、滞納整理額、訴訟の提起によるものになりますが、約1,507万7,000円、それから弁護士事務所への報酬額は約1,840万3,000円でございます。また、適正入居数は363件で、転貸ですね、いわゆる又貸しは把握しておりません。

最後に、譲渡に関する相談件数でございますけれども、譲渡説明会時に34件、その後、窓口及び電話等で約50件でございます。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 譲渡スタートの年に新型コロナウイルス感染という深刻な事態が生じましたが、施策の停滞があってははいけません。ここまで重ねてきた協議や合意が水の泡になってはいけません。また、入居者の譲渡希望を实らせるため、協議合意の見直しも求められていると私は思います。

3密回避で、予定案で出されていた特別委員会などの招集も慎重に対応されています

が、早急に開催していただきたいことを要望しますが、副町長の見解を求めます。

○議長（吉田太郎君） 副町長 川地憲元君、自席で答弁。

○副町長（川地憲元君） 水谷議員の再質問にお答えさせていただきます。

早急に特別委員会等をやらせていただきまして、やり方も少し工夫が必要かと思えますけれども、いろいろと前向きに促進、進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 最後に、新型コロナ影響調査の実施について伺います。

4月17日午前8時40分から開催された第8回養老町新型コロナウイルス感染症対策本部会では、岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の周知について、4月17日中に町職員で対象店舗の町内147施設を回り、内容を説明し、休業要請を確認する新型コロナウイルス感染症対策コールセンター設置に関する内容調査などについての協議が議員に報告されました。

職員の方々には、分刻みの大変な激務労働であったろうと察しています。また、休業要請に応えざるを得ない店主の方々にとっても、従業員も含めた生活を支える基盤を失う苦渋の思いや試練の日々を過ごされてこられたと察しています。私は、暮らしや営業を守るため、これからがさらに行政の支援が求められると考えます。

町内から店舗が消えることは、今後の養老町のまちづくりに大きな負の影響を及ぼします。営業を再開された今こそ、いち早く実態を調査・把握し、業者の方々の不安に寄り添うため、新型コロナウイルス感染影響調査の実施を求めるものですが、その見解を伺います。

○議長（吉田太郎君） 竹中企業誘致・商工観光課長、答弁。

○副特命事項推進監兼産業建設部企業誘致・商工観光課長（竹中 修君） ただいまの水谷議員の質問でございますが、影響調査という実務的な件でございますので、私のほうから御回答させていただきます。

現在、当課において認定事務を行っている中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定申請、いわゆるセーフティーネットの保証第4号認定でございますが、金融機関から融資を希望される建設業、製造業、小売業など業種を問わず提出されており、またセーフティーネット保証第5号認定においても指定業種が随時追加され、日本標準産業分類の中分類99業種のうち85業種が追加されております。このことから、新型コロナウイルス感染症は様々な業種の経営にマイナス影響を与えていることは明白であると存じます。

また、国の持続化給付金については、中小法人、個人事業者等が対象でございまして、国の2次補正においても当初補正の2兆3,176億円に続き1兆9,400億円が計上されてお

ります。このことから、相当数の事業者が対象であると考えております。

町内の申請事業者数につきましては、国または県から情報提供がされていないため、現時点におきましてはちょっと把握することが困難でございます。

いずれにしましても、新型コロナウイルス感染症の影響は甚大であり、現在でき得る支援を行い、また今後の経済活動がスムーズに復興・対策ができるよう、引き続き各種団体や事業者からの情報収集を行い、施策に反映してまいりたいと思います。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 再質問いたします。

これまでの国や県、町の支援策の実績について伺います。

1点目は、岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の申請受付が4月23日から5月20日で申請受け付けが終了しましたが、当町においてどれくらいの実績があったのか、また全ての申請者に支給されることができたのでしょうか。

2点目は、国の持続化給付金については、支援から外れる業者を一人も出さないため町として援助が求められますが、対応実績について伺います。

3点目は、町も独自に事業者への感染拡大防止、雇用継続、事業継続を目的に支援策を講じましたが、今後の影響調査を分析する中で、新たな課題への支援策や支援金も求められると考えますが、その見解について伺います。

4点目は、現在、町コールセンターの機能はどのように対応されているのか伺います。

○議長（吉田太郎君） 竹中企業誘致・商工観光課長、自席で答弁。

○副特命事項推進監兼産業建設部企業誘致・商工観光課長（竹中 修君） ただいまの水谷議員の再質問でございますが、1点目、県の感染症拡大防止協力金の申請についてでございますが、こちらは感染拡大防止協力金につきましては1事業所当たり50万円で、そのうち3分の1を町が負担するものでございます。こちらにつきましては、令和2年5月20日をもって申請受付が終了されたところでございます。これについて、順次審査を行い、審査終了し、支給決定がなされたものから支給が進められております。

また、速報値として、6月4日時点でございますが、申請者の住所を基に算出された申請件数として150件と聞いております。

続きまして2点目でございますが、国の持続化給付金についての御質問でございますが、国の持続化給付金の制度につきましては、経済産業省の持続化給付金の事務局ホームページより申請受付を行っています。

これにつきましては、御自身で電子申請を行うことが困難な方のため、申請サポート会場が開設されており、当地域では大垣会場としてソフトピアジャパンにて5月28日より開設されております。これに併せて、町商工会において申請手続のサポートを行って

いただいております。

また、当町としまして、町ホームページにおいて国・県の支援策の御案内を掲載し、また休業要請後においても各事業所を訪問した際に支援策についてのリーフレットを作成、配付を行っております。また、併せて窓口においても相談内容に応じ必要な支援策について御案内を行っております。

続きまして3点目でございますが、町の支援策や支援金というようなことでございますが、今後も様々な機会を捉え、各種団体や事業者からの情報収集を行い、課題解決に向けた支援策を立案してまいりたいと存じます。

最後、4点目でございますが、町のコールセンターの機能ということでございますが、現在、新型コロナウイルス感染症に関するお問合せの件数は収束していることから、町のコールセンターにつきましては専用回線ではなく各担当課窓口において行っております。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） ただいま50万円の県の協力金150件という数字を頂きましたが、これは申請に対して全100%申請者に支給できたのか、その確認をしておきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症拡大で売り上げ減少率が深刻な飲食店ですが、町内でも「おうちで食べよう！ 養老ごはん」と題して、幾つもの店舗がテークアウトの食文化をさらに深め、進めています。少しでも協力したいと、買い、応援する町民も広がってきました。その原動力として、担当課や職員の対応が各店舗を励まし続けているということもあえて申し上げます。

百年に一度と言われるウイルス感染症、今回の事態を教訓化し、事前復興のための備えをつくっていくことが求められるのが自治体です。影響調査については様々な施策の中で対応していくということでしたけれども、国の持続化給付金の締切り期限は来年1月15日と聞いています。コールセンターなどへの相談があれば、担当課に問合せがあれば、ためらわず申請するよう行政指導を促していただきたいと思います。

○議長（吉田太郎君） 竹中企業誘致・商工観光課長、自席で答弁。

○副特命事項推進監兼産業建設部企業誘致・商工観光課長（竹中 修君） ただいま水谷議員の、休業協力金に対する150件の申請に対して、こちらがいかほどであったかというような御質問でございますが、ただいま県のホームページ上でございますが、県内1万6,989件、うち支給決定件数が1万5,191件、約90%の支給決定をなされておることでございます。

一応県のほうへ問い合わせましたが、現在集計を取っておるところでございますが、確実な数字としては公表いただけませんでしたので、申請件数に対してどれだけの交付

決定というところは、今の全体的なパーセンテージで想定するしかないというふうに存じております。以上でございます。

○13番（水谷久美子君） 終わります。

○議長（吉田太郎君） 以上で13番 水谷久美子君の一般質問を終わります。

次に、9番 早崎百合子君。

○9番（早崎百合子君） 議長に発言のお許しを得ましたので、通告に従いまして2項目について一般質問させていただきます。

最初に、1項目め、新型コロナウイルス感染症対策についてお伺いします。

新型コロナウイルス感染症が全世界で猛威を振るっています。中国・武漢で発生し、アジア、ヨーロッパ各国に広がり、アメリカで感染爆発を起こし、最近ではアフリカ、中南米でも感染制御が困難な状況に陥っております。

我が国でも4月7日、緊急事態が発表され、同月16日にはその対策が全都道府県へ拡大されました。その後の関係者の努力により、緊急事態宣言が全て解除されましたが、首都圏、北海道、関西圏、福岡はなお注意を要する状況であることは皆さん御承知のとおりであります。第2波、3波の感染拡大にどう備えていくのか、住民の皆さんと一緒に考えなければいけないと思っています。

緊急対策として、国・県・町において幾つかの施策が実施されております。外出自粛、イベントの自粛、集客施設への休業要請、学校の休校措置などの規制、そして地方では全国民一律10万円給付、休業協力金の支払いなど、社会的に影響の大きい施策ばかりであります。国・県の職員はもちろんのこと、現場の対応に当たる町職員の御苦労は計り知れないものがあると思われまますので、健康に気をつけられて職務に当たっていただきますことを願っております。

そこで、次の事項について質問させていただきます。

答弁に対しては、現状における問題、課題について併せてお示しください。町長、教育長及び担当課からの見解をお伺いします。

初めの1項目めは、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。8点についてお伺いします。

1点目、一律10万円の特別定額給付金について、所得減少者限定の30万円限度の給付案が一転して全国民一律10万円給付になりましたが、申請・給付を巡るトラブルはありませんか。給付時期、給付終了の時期、給付状況をお知らせください。また、現場で起きている問題・課題の状況も踏まえてお聞かせください。

2点目、生涯学習講座・サークルの教室の開催についてであります。

緊急事態宣言が解除されてもほとんどの講座が休止しておりますが、今後の再開見通しについてどのようにお考えでしょうか。

3点目、高齢者・基礎疾患等の有病者に対する啓発についてであります。

今回発生新型コロナウイルスは、特に高齢者・有病者の致死率が高いと危惧されていますが、今後のことを考えると、重症化しないための感染拡大防止の指導、啓発が必要と考えますが、いかがでしょうか。

4 点目、小・中学校の休校措置及び学校再開についてであります。

3 月からの休校措置が約 3 か月に及び、授業時間数の確保が懸念されております。何よりも、児童・生徒が学習の方向性を失い、不安を抱いて日々過ごしていると心配しております。現状についてどのような考えをお持ちで、学習の遅れを今後どのように取り戻すべきかお伺いします。

5 点目、国・県・町独自の休業要請についてであります。

国・県の休業要請について、いろいろ各業界に対して実施されております。非常に分かりづらいので、いま一度その概要をお知らせください。その際、町独自の範囲を拡大した休業要請は行われているのでしょうか。実施されておられるなら、その対象と拡大理由を併せてお示しください。

6 点目、一般住民に対して町独自の対策事業等の施策についてであります。

町独自の対策事業は、個人向けでは健康福祉課、子ども課、事業向け等では企業誘致商工課、建設課、教育総務課も含め事業施策を展開されているのは承知しておりますが、関係者に事前事業活用をしていただくことを願い、内容等についてスピード感を持って周知徹底、啓発していただくことを望んでいます。その見解をお伺いします。

7 点目、避難所開設の新型コロナウイルス感染防止の事前準備等についてであります。

事前準備として県のガイドライン、町のガイドライン、チェックリストの作成等、また避難所保険の加入の現状についてお伺いします。

8 点目、非接触型検温所の設置の考えについてであります。

新しい生活様式のキーワードは検温です。日々の健康管理のために、職員、また一般住民が検温に心がけなければいけない現状において、短時間で測定したいときに役立ち、また皮膚への接触がないので測定ごとに接触することもなく、衛生的に検温できる非接触型検温器を導入し、検温所を町役場の玄関ロビーに設置する考えをお伺いします。

以上 8 点について、明確な御答弁を求めます。

○議長（吉田太郎君） 教育長 森島恵照君、答弁。

○教育長（森島恵照君） 早崎議員の御質問について、初めに 4 番目の小・中学校の休校措置等について私からお答えした後、その後、各担当者よりお答えします。

休校措置として大切にしてきたのが、臨時休業中の学習支援です。そこでは、児童・生徒が教科書を使って自ら学ぶ力を育成することが重要だと考えてまいりました。

3 月の臨時休業中の課題は 1 年間の学びを振り返る学習が中心でしたが、4 月以降は新しい教科書を使って自ら学ぶ力を育てたいと考え、学校の教職員に依頼しました。理科の観察や社会科の調べ学習、図工や美術の作品づくりや体育の身近な運動等を紹介し、

児童・生徒が興味関心を持ち、意欲的に取り組めるように工夫しました。また、町内英語担当教員やALTの協力を頂き、英語番組「ひびの英語」を作成し、CCNetやウェブで放送しました。

5月は、西濃地区で共通の家庭学習用ワークシートを作成しました。本町ではワークシートの活用方法を説明する動画を作成・配信し、家庭で子供たちが学ぶ、保護者が子供と一緒に学ぶことができるようにしてまいりました。6月1日現在、作成した動画は総数101本、再生回数は2万5,212回でした。

児童・生徒の課題達成状況は様々で、学校が再開しても家庭で学習したから先に進めてよいというものではありません。全員で単元の初めから学習していきます。

休業によって不足する授業時数は、夏休みや冬休みの期間短縮や土曜授業等、子供たちの負担に配慮しながら取り組む計画です。その際、予習的に学習したことのよさを感じることができるように学習方法を工夫します。また、ワークシートを活用して学んだ経験を生かし、学校での学びと家庭学習とのつながりを一層強化し、学力の定着に努めます。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） 中島総務課長、答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） 私のほうからは1点目と7点目につきまして、実務的な内容になりますので、総務課のほうより回答をさせていただきます。

まず1点目の、一律10万円の特別定額給付金についてでございます。

特別定額給付金につきましては、申請に当たり、感染防止の観点から郵便申請方式、またはインターネットによるオンライン申請方式を原則とし、万が一に備え、やむを得ず来庁される住民に対しまして4階大会議室を来庁者用受付会場として設置し、また特別定額給付金専用のコールセンターを設けるなどして、全職員挙げての応援体制の下、対応してまいりました。

オンライン申請につきましては5月7日から受付を開始し、5月13日から給付を開始しております。また、郵送による申請書の発送につきましては、関係機関との連携を密に図り、5月19日に全世帯に一斉に申請書を郵送いたしました。郵送申請をされた世帯につきましては、6月8日から給付を開始しております。申請受付終了期間は8月31日となっておりますが、申請後の給付処理につきましては、速やかに随時対応してまいりたいと存じます。

また、申請・給付について、申請書の書き方や本人確認書類についてのお尋ね、給付日の確認等、電話や来庁による住民からの様々なお尋ねや御相談がございまして、一時は電話が殺到し、対応に追われることもございましたが、住民への丁寧な説明に心がけ、特に大きなトラブルもございませんでした。

事務処理につきましては、一刻も早く給付ができるよう全庁的に職員に動員をかけ、迅速かつ正確に進めてまいりました。

なお、昨日の6月15日現在において、オンライン申請も含め全世帯の約97%の申請の受付が進んでおり、約95%の給付が終了しております。現段階において、現場における問題や課題等は特にございません。

続きまして、7点目の避難所開設でのコロナウイルス感染防止の事前準備についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念される中、災害が発生し、避難所を開設、運営するに当たり、3密を避ける等感染症対策を徹底する必要があることから、岐阜県において、先般、岐阜県避難所運営ガイドラインに新型コロナウイルス感染症対策として新たに追加すべき対策、拡充すべき対策が取りまとめられたところでございます。それを受け、本町におきましても県から示されたガイドラインを基に具体的な避難所の運営方針やチェックリスト等を網羅した養老町避難所運営ガイドライン、新型コロナウイルス感染症対策編を策定し、それに伴い避難所受付時に提出する避難者カードや健康状態チェックカード及び体調チェック表を作成したところでございます。

避難所運営に当たっては、事前受付を設け、検温や聞き取りを行うことで体調を確認し、発熱や体調不良の方は通常の居住スペースとは別に専用に設けたスペースにて避難してもらうことや、居住スペースにおいても密にならないように避難者の間隔を一定距離開けるようレイアウトするなどを想定しております。

これにつきましては町のホームページにおいても掲載しており、今後、広報7月号においても掲載し、住民の皆様幅広く周知してまいりたいと存じます。また、地域防災の要となります自主防災隊の皆様にも周知徹底してまいります。

また、感染症対策を講じるために新たに必要となる資機材につきましては、今回の補正予算にて計上しており、議決後、速やかに整備を進めていく予定をしております。

次に、避難所保険についてですが、本町におきましては全国町村会災害対策費用保険に加入しております。この保険料の補償内容は、大雨、台風、風災、水災、雪災等の自然災害、またはそのおそれが発生し、避難指示、避難勧告、または避難準備・高齢者等避難開始を発令した場合に、避難所の設置、炊き出しや食品、飲料水の供給、被服、寝具その他生活必需品の供与、または貸与、医療及び助産、学用品の供与などの費用を町が負担することによって被る損害等に対して支払われる保険金になります。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） 小里生涯学習課長、答弁。

○教育委員会生涯学習課長（小里克昌君） 早崎議員の御質問についてお答えします。

2点目の中央公民館及び各地区公民館等における生涯学習講座、サークル教室に関しましては、緊急事態宣言解除後の岐阜県の行動指針において、屋内の催事施設でのワークショップ方式の講座や対面式の運動等のイベントの開催は控えるとあることから、当町におきましては対策本部会議の協議を踏まえ、現在、生涯学習講座及びサークル教室

とも施設の使用を中止しております。

また、公益社団法人全国公民館連合会の示す公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインでは、住民の健康的な生活を維持するため、感染リスクを踏まえた上で人が密集しないなどの感染防止策を講じることを前提に、施設を開放するための対応策が示されております。

現在、教育委員会においては、県の行動指針にあるコロナとともにある新しい日常を生き抜くことの重要性を鑑み、段階的ではありますが、徐々に日常を取り戻す取組を考えております。このため、7月以降の公民館施設等の段階的な開放に向け、近隣市町の動向や各種ガイドラインを基に生涯学習施設における利用方針を作成し、順次、感染リスクの低いと思われる活動やサークル教室等から利用の再開が図られるよう、関係機関と協議を進めているところでございます。

なお、公民館施設の利用再開に当たっては、感染防止対策を講じた上で施設利用人数の制限や利用団体によるチェックリスト及び参加者名簿の作成等により利用者相互の意識づくりを図り、安全で安心した活動ができるよう周知してまいります。

また、生涯学習講座につきましては、国や県の感染状況や近隣市町の動向を踏まえつつ、10月以降の開講を目指し、9月末までに再度、再開の可否を慎重に判断してまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） 高橋住民福祉部長、答弁。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（高橋正人君） それでは、早崎議員の御質問に関しまして、3点目と8点目に関しまして実務的な内容が含まれますので、健康福祉課よりお答えを申し上げます。

まず3点目の高齢者、基礎疾患等の有病者に対する啓発についてでございます。

高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器などの基礎疾患がある方や、透析、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方は、新型コロナウイルス感染時に重症化リスクがあると言われております。まずは感染しないことが重要でありますので、厚生労働省が提唱する新しい生活様式を実践し、徹底して3密を避けることや、マスクの着用、体温測定などの自身の健康チェックなどを啓発してまいりたいと存じます。

当町では、感染しにくい体や健康づくりについてもホームページで公開しており、ケーブルテレビにおいても高齢者向けに自宅でできる軽体操を動画配信しております。また、外出を控える中での健康維持の方法や、マスク着用に伴う熱中症予防についても広報紙などで啓発してまいります。

これら感染予防などに関することは、特定健診やすこやか健診の御案内の際にも啓発用のチラシを同封してまいりたいと存じます。あわせて、生活習慣病は基礎疾患につながると存じますので、これら健診の事後指導などを積極的に受けていただくことも広報してまいりたいと存じます。

次に、８点目でございます。

非接触型検温所の設置につきましてでございますが、ほかの施設で体表面の温度を測定するサーモカメラなどの非接触型体温計により入庁者の検温を実施しているところがあるということは承知しております。この場合、検温を監視する人員の確保や検温に御協力いただけないことも想定されること、また検温した結果37.5度以上の発熱が認められた場合でも、測定結果はあくまでも目安であるため、入庁を拒否することはできないと思われますので、直ちに設置することは困難であると存じます。非接触型検温所につきましては、ほかの導入事例も踏まえてよく調査研究してまいりたいと存じます。

厚生労働省では、新しい生活様式の日常生活を営む上での基本的生活様式の中で、毎朝の体温測定、健康チェックと、発熱または風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養することを提唱しています。職員に関しましては、これに基づき毎朝検温して記録し、発熱があった場合は所属長への報告や、自宅待機などの指導をしております。町民の皆様にも、毎朝の体温測定、健康チェックにつきましては御自身で管理していただきますよう啓発してまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） 竹中企業誘致・商工観光課長、答弁。

○副特命事項推進監兼産業建設部企業誘致・商工観光課長（竹中 修君） ５点目の質問につきまして、私のほうから御回答を申し上げます。

休業要請についての、国・県・町独自のという御質問でございましたが、国・町からの要請は行っておりません。

休業要請につきましては、新型コロナウイルスによる感染が拡大する中、岐阜県により令和２年４月16日に公表された新型コロナウイルス感染症拡大防止のための岐阜県における緊急事態措置等において、事業者の皆様には施設の使用停止や施設の営業時間の短縮への御協力をお願いしたものでございます。

緊急事態措置による休業等の期間は、令和２年４月18日土曜日から５月６日の水曜日までとされ、16日の公表を受け、翌17日に対象事業者と考えられる店舗などへ、職員による人海戦術にて休業要請に関するお願いと併せ、休業等に全面的に御協力いただける事業者の皆様に対して岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金が支給される旨の説明を丁寧に行い、各事業者の皆様には御理解を頂いたところです。

なお、協力金の内容につきましては、先ほど水谷議員の答弁においてお答えさせていただいたとおりでございます。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） 松岡弘泰総務部長、答弁。

○総務部長兼企画政策課長（松岡弘泰君） それでは、私のほうからは６点目の質問でございます町独自の対策事業の周知徹底ということについて回答させていただきます。

まず、町独自の対策事業ということで、まず子ども課では、子育て世帯への臨時特別給付金に１万円の上乗せ及び独り親世帯への支援である児童扶養手当対象児童１人につ

き1万円の支給を行う子育て世帯等応援給付金事業を実施いたします。

企業誘致・商工観光課では、事業所等への支援策として、国の雇用調整助成金に対し助成率を除いた上乘せ補助である新型コロナウイルス感染対策雇用維持助成金や、県の休業要請協力金の3分の1を負担するほか、飲食店等が新型コロナウイルスの感染防止対策として店舗内の設備等を導入した際に必要な経費を助成する新型コロナウイルス感染防止対策助成事業を実施します。

また、新型コロナウイルス感染症鎮静後の商工業事業者の景気回復、地域経済の下支えのためのプレミアム商品券事業に係るプレミアム分及び事務手数料等の補助を行います。

納付の猶予・減免に関しましては、町税につきましては特例制度による徴収猶予の活用や、水道料金及び下水道使用料については支払い猶予の申請、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料では、減免とともに傷病手当金の相談をそれぞれ税務課、水道課、住民人権課、健康福祉課で受け付けております。

さらには、本定例会におきまして補正予算の御審議を頂いております未来応援定額給付金につきましては、未来の養老を担うお子様を出産予定のお母さん方へ10万円の給付を健康福祉課で担当いたします。

これらの支援策に加えまして、国・県から提供を受けた情報も含め、個人向け・事業者向け等に大別した一覧表を作成し、ホームページに掲載しております。また、広報「よろう」7月号でもお知らせさせていただきたいというふうに思っております。

このように、今後も周知徹底に努めてまいります。よろしくお願い申し上げます。

〔9番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 9番 早崎百合子君。

○9番（早崎百合子君） 8点については、詳細にかつ明細に御回答を頂きました。

岐阜県においては、154人の感染者があり、養老町においては感染者がなく、新型コロナウイルス感染症対策事業は今後の施策を通じてコロナ対応を慎重に検討していただくことを求め、養老町が独自性を保ちつつ、住んでよかったと思える輝くまち養老になることを期待しております。

再質問をさせていただきます。

1点目の特別定額給付金について御説明を頂きましたが、申請者数は97%ということですが、その中で未申請の住民にはどう周知していくのか、また宛先不明の返送分はどのように対応されるのかお伺いします。

○議長（吉田太郎君） 中島総務課長、自席で答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） ただいまの早崎議員の再質問に対して、実務的な内容でございますので、総務課のほうより回答をさせていただきます。

先ほどの御質問に対してお答えをさせていただきましたとおり、昨日、6月15日現在

の申請率は約97%であり、いまだ100%には至っておりません。申請をされていない方の中には、高齢等の理由で申請の内容や書き方が分からず、申請にまで至っていない方も見えるのではないかと思います。

申請期限を8月31日としておりますが、何かしらの理由でまだ申請がお済みでない住民も見えることから、申請期限までにお忘れなく御申請いただくよう、広報7月号及び8月号や町のホームページに掲載をするほか、未申請の方に申請を促すチラシを作成の上、各世帯へ回覧するなど、広く周知してまいりたいと存じます。

また、申請書を郵送したにもかかわらず宛名不明で役場に返送されてきている分が数十件ございましたが、返送分につきましては普通郵便ではなく特定記録郵便にて再度郵送をいたしました。それでもなお返送されてきた分が数件ございますが、職員が現地へ赴くなどして調査を進めておりますので、申請率を100%に限りなく近づけていけるよう迅速に対応してまいりたいと存じます。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 9番 早崎百合子君。

○9番（早崎百合子君） 以上で、1項目めの新型コロナウイルス感染症対策についての質問を終わります。

続きまして2項目め、職員の執務体制についてお伺いします。

新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げられました。誰もが経験したこともない姿の见えない敵との戦いです。ワクチンもなく、治療も対症療法に頼るしかない現状では、徹底した感染予防をするしかありません。一人一人の良識ある行動が感染拡大を防ぐためには何よりも大切です。

働き方改革の掛け声の下、公務員の仕事の効率を上げることと適切な休暇の取得が現代の要請となってきました。休暇取得については、コロナ感染症対策で取りづらい現状だとは思われますが、緊急事態であり、住民の皆様にとっては身近な存在である町役場は安心・安全の最後のとりででもありますので、一時的にはやむを得ないのかなと思われれます。

コロナ感染症対策のみならず、災害対策は事前の構えと、関係者がその内容を熟知することが必要です。

2点についてお伺いします。

1点目、感染症の対応についてであります。

新型コロナウイルスは、感染拡大の第2波、第3波への警戒が必要です。最初の感染でオーバーシュート寸前で阻止した感がありますが、今後に対応するため、職員の勤務体制についてもあらかじめの検討が必要かと思います。今回はどのような体制で臨まれたのか、今後の感染症発生時にはどのような体制を取られるのかお知らせください。

今回の対応の評価、問題・課題をどのように捉えられておられるのか、現段階で回答

えいただけることについてお知らせください。また、行政側から町民に期待しておられることなどについてお尋ねします。

2点目、感染症以外の災害対応についてであります。

今は感染症対策一色の感がありますが、季節的にはこれから大雨、台風対策、そして最近各地で頻発している地震対策が重要課題となってくると思われます。これらについては今まで対応策がなされていると思いますが、行政側の具体的な対応策の現状についてお尋ねします。

以上2点について見解を簡潔明瞭に御答弁いただき、質問を終わります。

○議長（吉田太郎君） 副町長 川地憲元君、答弁。

○副町長（川地憲元君） 職員の勤務体制についてですので、私のほうから御回答を申し上げます。

職員の勤務につきましては、4月23日から5月15日までの間、新型コロナウイルスの感染リスクを低減させるため、試行ではございますが、時差出勤や在宅勤務、4階大会議室にサテライトオフィスを設置しての別室勤務のほか、所属内の各職員の1週間における土・日の休日日及び勤務日を所属の実情に応じまして柔軟に割り振るといったいわゆる土・日勤務を実施するなど、職場内での3密を回避するため、同一執務室内で勤務する職員の数を減らす様々な体制を取ってまいりました。

そのうち、在宅勤務につきましては、個人情報保護や機密情報保護の観点から、これらの情報は原則職場外へ持ち出さないこと、公文書の持ち帰りは原則個人情報に当たらないこととするといった制約がある環境下での勤務となることから、個人情報等の管理など取扱いが難しいこともあり、業務の円滑な遂行と均衡がなかなか難しいのが現状でございます。また、窓口業務の部署におきましては、業務の性質上、住民サービスの低下を招くおそれがあることから、在宅勤務の趣旨にそぐわないといったような実情でございます。

本町では、3月定例会において一部お答えをしましたとおり、今後、万が一ですが、職員に感染症が出た場合を想定し、感染を防ぐため各種予防策を講じ、住民への影響を最低限とするため、感染拡大防止を図るため、その基本事項を定めました養老町新型コロナウイルス感染症予防・対応マニュアルを作成いたしております。それに伴い、職員感染蔓延時におけます対応について、誰がどの業務を行うか、その業務の項目ごとに取りまとめを行っており、不測の事態に備え、住民サービスの低下を招くことのないよう、迅速かつ適切な対応を常に心がけております。

今後につきましては、7月、8月のワーク・ライフ・バランスの推進月間を迎えるに当たり、働き方改革の一環として7月から9月までの3か月間にわたり、引き続き時差出勤を実施していく予定でございます。勤務時間を分散化することにより、少しでも職員間の3密を回避するといった感染防止対策を図るとともに、今後は継続的な勤務体制

の確保に努めてまいりたいと存じます。

町民の皆様並びに議員各位には、こうした状況下におきまして何かと御不便、御迷惑をおかけするかと存じますが、町職員の本取組につきまして何とぞ御理解をよろしくお願いいたしたいと思ひます。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） 中島総務課長、答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） 早崎議員の２点目の質問につきまして、実務的な内容でございますので、私のほうから回答をさせていただきます。

感染症以外の災害対応についてということでございますが、災害はいつ発生するか分からず、災害対策は最重要課題であり、いつでも万全を期す必要があると認識しております。特に、防災行政無線につきましては、町の防災対策における要のシステムであり、昨年度よりデジタル化整備を進めております。

令和元年度には親局設備の整備が完了し、それに伴いまして令和２年４月よりあんしん防災ネット、安心・安全メールの拡充及び防災アプリの導入や、防災行政無線放送内容をバックナンバーとして町ホームページに掲載するなど、住民の皆様への情報伝達手段についてさらなる拡充を図っております。

今年度につきましては、町内一円の屋外拡声子局を更新及び新設いたしまして、放送内容を町内中により明瞭に聞こえるように整備をするほか、デジタル化に対応した個別受信機につきましても住民向けに秋頃から整備をしていく予定でございます。

また、各地域に設置してあります防災備蓄倉庫につきましては、備蓄品の点検や更新を随時実施し、有事に備えております。防災備蓄倉庫の備蓄品につきましては、地域住民自らが確認を行っている地域もあり、これにより住民の防災意識が向上し、さらには共助の活動へとつながっていくものであると考えております。

住民の安心・安全を守るため、防災行政無線をはじめとした様々な防災対策の強化について、新型コロナウイルス感染対策も講じながら進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○９番（早崎百合子君） 以上で質問を終わります。

○議長（吉田太郎君） 以上で、９番 早崎百合子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開時間を11時15分とします。

（午前11時02分 休憩）

（午前11時15分 再開）

○議長（吉田太郎君） 休憩を解き、再開します。

次に、12番 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） 発言の許可を得ましたので、通告に基づき質問をいたします。

マスクを外しての発言をさせていただきます。

介護保険と高齢者福祉についてを１問目、質問をいたします。

介護保険制度が今年度で創設20年を経過いたしました。今までは家族、特に女性が担うものとされてきました介護を社会化した意義は大きなものでありました。

創設時の理念では、介護の社会化に加え、利用者が必要なサービスを自由に選べるようになっておりました。しかし、3年ごとの改正において保険の給付対象は狭まってまいりました。厚生労働省によりますと、制度開始のときの20年前の総費用は3兆6,000億でございましたが、これは2017年までのグラフでございしますが、今年度の2020年度においては12兆円を超えております。また、要介護認定者は、制度の開始のときは218万人でございましたが、現在、これは2017年でございしますが、2020年においては659万人と増加をし、それぞれ約3倍近い費用、また利用者が増えているのが現状でございます。

養老町においても、3年ごとの改正において65歳以上の保険料も大幅に値上がっております。養老町、見えにくいですが、当初の保険料は2,550円でございましたが、第7期の今年度ですが、5,950円というような大幅な保険料の値上げとなっております。一番右側、国の基準ですが、ずうっと国の基準を養老町は下回っておりましたが、第7期におきましては逆転をしております。

これらの中において、養老町の介護保険で一番私が懸念しておりますのは、平成12年、これは2000年だと思っておりますが、養老町の人口3万4,636人、現在令和元年ですが、2万8,693人と約6,000人、養老町の人口がこの20年間で減っております。その中で第1号被保険者、65歳以上の保険者ですが、平成12年においては6,270人、それが令和元年9,285人と、約5割、介護保険の1号認定者が増加をしております。高齢化率も18.1%から32.4%へ増加をしております。また、介護認定者数、最初は503人でしたが、現在は1,619人、3倍以上の増加をしております。

介護保険事業の総額ですが、開始時は7億1,900万円、それが平成30年ですが27億1,000万円と、これも3倍近い増加をしております。その中で、2015年度には、要支援の人の生活援助を含む訪問介護とデイサービスを保険料から外して、市町村の事業に移しました。介護保険は保険給付によって全国一律のサービスが受けられるはずでありましたが、各自治体の財政格差が今後ますます拡大していくことが懸念されております。

2015年には一定以上の所得のある人の利用料が2割になりました。また、2018年にはそれ以上の所得のある方は3割にも引き上げられました。今後ますます保険料の引上げ、また利用料の引上げが懸念されると思っております。

厚生労働省は来年度の改正に向け、5つの検討事項を中心に議論されております。養老町の現状の課題と改正への対応を質問させていただきます。

まず1つ目、養老町の30年度の介護保険の不納欠損額569万5,190円でございます。また、滞納は1,392万690円でありまして、これもここ10年来全く変わっておりません。私が調べました介護保険の不納欠損、収入未済額ですが、平成21年、591万円が不納欠損、1,228万が収入未済、昨年でも600万円ほどの不納欠損、収入未済が1,400万ほど、これ

らの不納欠損の収入未済の割合は4割を超えております。これは介護保険独特の制度でありますので、介護保険は保険料でありますので、皆さん御承知のように、2年を経過した場合が不納欠損となるというようなことで、毎年500万を超える不納欠損が発生しておりますが、養老町の普通徴収と特別徴収の割合はどのようになっているのか、そして滞納者、介護保険を滞納している方への介護保険の利用、これはどのようにされているのか。

次に2点目の質問ですが、要支援と要介護の区別基準はどのようになっているのか。先ほども申したように、要支援につきましては、それぞれ各市町村の対応でいろんな事業を展開しているということでございますので、2015年4月より要支援は市区町村の事業へ移行しておるということで、養老町の具体的な施策をお尋ねいたします。

また、この要支援の中で介護予防サービス、これも市町村の独自の財源でやられておるということで、この事業について、町単独の財源なのか、介護保険の財源が使われておるのかをお尋ねいたします。

次に、高齢者世帯、また高齢者の独居世帯への介護支援の施策の現状についてをお尋ねいたします。

現在、養老町においても、高齢の御夫婦、また独居の高齢の方、この方はなかなか介護保険の利用をしにくい状況にあると私は思っておりますが、利用者や家族に代わって地域包括支援センターや居宅介護支援事業者、また介護保険施策の職員が申請をできるということになっております。町内においても、これらの方々の見守り体制はどのようにされて介護保険に対応されているのかをお尋ねいたします。

最後に、先ほども申しましたように、2021年度、第8期の制度改正に関して国がいろんな施策を考えております。特に、厚生労働省は5つの検討事項を考えております。まず1点目は介護予防・健康づくりの推進、保険者機能の強化、地域包括ケアシステムの推進、認知症共生・予防の推進、持続可能な制度の再構築・介護現場の革新というような点を上げておまして、これが通いの場のイメージでございます。

養老町において、介護予防・健康づくりの推進についてどのような対策を考えておられるか。また、認知症ケアの充実、認知症予防の強化、これも来年度から大きな課題となっておりますが、今年の3月の新聞でございましたが、認知症ケアパスの関係で新聞に載ってございましたが、認知症ケアパスというのは、いつ、どこで、どのような相談、また医療、介護サービスを受けるかについて標準的な流れを示し、自治体ごとに形成や内容は異なりますが、図版やフローチャートを活用したパンフレット形成などで情報を提供しているということでございますが、養老町のケアパスの対応をお尋ねいたします。

また、先ほども申しました改正の大きな課題となっておりますのが、この通いの場でございます。通いの場というのは、原則として要介護認定を受けていない高齢者、要支援認定を受けた高齢者を含むということで、これは市町村の事業で介護予防・日常生活

支援総合事業を含むということで、運動など身体機能の訓練、外出機会の確保による社会参加、これらの事業は市町村が設定し、裁量性が高いということで、住民を含めた多様な事業主体でやれるということで、市町村に裁量権があるということに変わっていくと私は思っておりますので、この通いの場についての養老町の考え方をお尋ねいたします。以上です。

○議長（吉田太郎君） 高橋住民福祉部長、答弁。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（高橋正人君） それでは、ただいまの松永議員の御質問に関しましてお答えを申し上げます。

まず1点目の滞納状況、滞納者の介護保険の利用などの件についてでございます。実務的な内容が含まれますので、健康福祉課よりお答えを申し上げます。

まず、介護保険料（第1号被保険者）のうち約10%が普通徴収でございます。そのうち、過去3年度の介護保険料の滞納額に関する平均につきまして、介護保険料全体に対する割合は約2.3%で、滞納額の収納率は約10.6%でございます。

滞納に関する徴収に関しましては、現在、新型コロナウイルスの影響で実施できておりませんが、今後、臨戸徴収を実施する予定であります。

また、滞納者のうち、介護サービスを利用している方は14名お見えになりまして、納付相談により分納誓約をしている現状でございます。

続きまして、2点目の要支援と要介護の区別基準、それから2015年4月より市町村へ移行した事業についての施策ということでございますが、要介護認定につきましては、調査員が要介護認定申請者の心身の状況を調査し、認定システムにおきまして要介護認定度が1次判定をされます。この認定システムにおける要支援と要介護との区別基準は、公平性と客観性の観点から全国一律の基準を用いております。この1次判定の結果と、調査票及び主治医の意見書を用い、保健・医療・福祉の学識経験者らから成る介護認定審査会で1次判定の整合性、調査票、主治医意見書から介護の手間を読み込み判定をしております。認定審査会は4合議体ありまして、合議体間で事例研修を行い、審査の適正化を図っております。

また、2015年度に総合事業が制度化され、当町におきましては、2017年度から地域の住まい・医療・介護・予防・生活支援をつなぐために生活支援コーディネーターを配備し、介護包括支援の一端を担っております。

町の総合事業は、移動支援や買物支援などを候補としており、社会福祉協議会と早期に事業化できるよう協議中でございます。

なお、先ほど御質問ありましたこちらの財源につきましてでございますが、国からの給付につきましては、こちらの事業につきましては一定の限度額がございまして、それ以外は保険料の対応という内容でございます。

続きまして、3点目の高齢の経済的弱者・独居者への支援体制の現状ということでご

ざいますが、高齢の経済的弱者へは介護保険料の第3段階までの減額、県社会福祉協議会と連携した生活困窮者への相談や、町社会福祉協議会へは生活困窮者食料提供事業や、生活福祉資金の貸付けにつなぐなどの支援を行っております。

また、独居高齢者へは、町内12の事業者と高齢者等の見守り活動に関する協定を締結し、高齢者等に何らかの異変があった場合には、町健康福祉課、地域保健センターなどに連絡を頂くような体制を取っております。

緊急事態に機敏に行動することが困難である場合や、突発的に生命に危険な状態のおそれがある独居高齢者などを対象に緊急通報システムを180機ほど貸し出しており、高齢者の安心・安全な生活を支援しております。

なお、当町では、独居高齢者などが孤立しないように、要援護者名簿を定期的に更新し、社会福祉協議会、民生児童委員、区長、消防署、警察署と情報を共有しております。

続きまして、4点目の2021年度の制度改正に関しましてでございます。

町では、タッチパネル式コンピューター（物忘れ相談プログラム）を2017年度に導入いたしまして、出前講座等により3年間で延べ566の方に体験していただいております。それによりまして、認知症予備群の方及び認知症の方が35人見つかりまして、医療機関受診や予防教室の参加につながっております。

認知症予防教室として開催しております「キラリ！ 脳活教室」は、昨年度からより多くの方に認知症予防に取り組んでいただきたいと、地域で自ら認知症予防にグループで取り組んでいただく仕組みをつくり、地域のいきいき・ふれあいサロンや老人クラブのリーダーの方に脳活リーダー研修に参加していただき、地域のグループで実践していただいております。

いきいき・ふれあいサロンは、社会福祉協議会の各支部で開催されている住民主体の通いの場でありまして、昨年度384回で延べ9,264の方が参加され、地域のボランティアや高齢の方も多く参加されました。サロンへは健康運動指導士と保健師が出向き、介護予防の実践を学ぶ機会を設けております。今後はさらに派遣する指導者に理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士を加え、幅広く介護予防に取り組めるように支援し、通いの場の活動の充実を図ってまいります。

また、認知症の人も住み慣れた地域で暮らすことができるために、より一層認知症の理解の啓発と、認知症ケアの充実を図ってまいります。

認知症の理解を深める取組として、町民公開講座や認知症サポーター養成講座を継続的に実施しております。認知症サポーター養成講座は、出前講座、小・中学生、高校生に加え、徘徊高齢者等SOSネットワーク登録希望者、役場職員等と幅広く受講していただき、今までに延べ2,132の方が受講されました。認知症サポーターになられた方は、認知症カフェなど、ボランティアとして活動を促してまいりたいと存じます。

認知症のケアの充実としまして、早期相談対応、認知症の人や家族の交流、専門職の

資質向上等に取り組んでおります。具体的には、認知症初期集中支援チームを設置し、認知症サポート医、社会福祉士、看護師がチーム員となり、認知症の人やその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援を行っております。

認知症の初期の段階での相談は、地域包括支援センターにおいて、認知症の人の生活機能障害の進行に合わせたケア、支援機関名等をまとめた認知症ケアパスを用いて行っております。

認知症家族の集いは、地域包括支援センターにおいて、認知症の人やその家族、さらに地域の人との交流の場として、認知症カフェを現在介護事業所3か所で開設しております。

また、2016年には、当町と警察、養老郡医師会、養老歯科医師会など7団体と認知症を住み慣れた地域で支えるまちづくり連携協定を締結し、地域で高齢者を見守る体制を整えております。

そのほか、認知症の人に関わる医療、介護の専門職への研修による資質向上に取り組を継続してまいりたいと存じます。

私からは以上でございます。

〔12番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） 2点再質問をいたします。

1点目は滞納の関係でございますが、先ほど回答にありましたが、普通徴収10%ほど、特別徴収が90%、1号被保険者の徴収については、18万円以上の年金受給者に対しては全て特別徴収でされております。ということは、この滞納不納欠損については10%の方の滞納不納欠損と私は推測できるわけですが、10%の方の不納欠損滞納でこれだけあるということでございますので、また臨戸徴収もやるということでございますが、なかなか18万円以下の年金をもらっておられる高齢者からは、保険料の滞納、これは難しいんじゃないかと私は思っておりますが、この点のお考え方をお尋ねいたします。

次に、来年度から多分改正されるというこの通いの場、養老町においては社協がいきいき・ふれあいサロンを各地でやっておられますが、まだやっておられない地域もたくさんございます。これが制度化されるならば、それぞれの地域でこの通いの場を介護保険の下で養老町の裁量でできるということでございますので、私は各地区の老人会と提携をしながら、社協も巻き込んで、地域の集会場をこのような通いの場にできるなら、高齢の老人の方々は歩いて行ける場所、地域の中に歩いて行ける場所ができますので、これが介護保険事業で可能であるなら、ぜひ養老町も連携を取ってやっていただきたいと思いますと思いますが、この考え方をお願いいたします。

○議長（吉田太郎君） 高橋住民福祉部長、議席で答弁。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（高橋正人君） それでは、ただいまの再質問に関しまし

てお答えを申し上げます。

滞納者の方の割合でございますが、やはり低所得の方の割合が、第3段階まで以下の方が大体5割ぐらいというふうに把握しております。

今回、先ほどの5月議会で専決で介護保険料、低所得者の方、減額ということをされましたんですが、なかなか低所得者の方からの徴収は難しいとは思いますが、介護保険サービスを今後受けるに当たりまして、やはり保険料のほうは納めていただかないとサービスを受ける段になって受けられないというところは十分説明の上、臨戸徴収など理解を深めてまいりたいというふうに考えております。

それから、2点目の通いの場、社協のいきいき・ふれあいサロンについてでございますが、現在、介護保険の制度化ということで、まだ具体的には制度の改正のところがまだ見えておりません。恐らく通いの場というところの整備や充実ということにつきましては、課題ということで厚生労働省から何らかのお話があると思いますが、もし制度化されるということであれば、議員おっしゃられるとおり社協と連携を深めまして、いきいき・ふれあいサロン、多くの地域に行き渡るような感じで連携強化して関わってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） 次に、2点目の質問に入ります。

コロナ禍でのイベント、大会、行事等への対応についてを質問いたします。

これもちょっと見にくいですが、昨年の12月に中国の武漢市で新型コロナウイルスの発生が報告されました。その後、日本をはじめ世界各国で感染が蔓延し、現在も終息に至っていないのが現状であります。

日本においては4月16日に全都道府県に対して緊急事態宣言が発令され、各イベント、行事の活動の制限、また遊興施設、運動施設、飲食店などに対して休業要請がされました。これによって全国で経済活動が停滞をし、経済不況に陥っているのが現状であります。

このデータは6月13日の中日新聞のデータでございますが、見にくいですが、これはアメリカのジョーンズ・ホプキンス大学の統計でございますが、13日の新聞で766万人ですが、今日の新聞によりますと世界では793万人ということで、2日で34万人増えておりまして、世界各国においてはまだ1日10万人以上の感染者数が増加し、また増加の一途をたどっておるのが現状でございます。

それに対して、日本では現在小康状態を保っておりますが、これも13日のデータでございますが、1万7,403人、今日の新聞によりますと1万7,502人ということで、1日当たり70人ぐらい、東京は47人、48人というような感染者が出ておりますが、そのほかの都道府県に関しては20名ほどというようなことで落ち着いておるということでござい

す。

それで、5月25日に緊急事態が解除されました。各施設の使用や経済活動も徐々に緩和をされ、再開されつつあります。また、今朝のニュースでございますが、19日には西村大臣が全業種の営業を解除すると、また都道府県をまたぐ移動も解除するというところで、全国的に全ての業務と移動が解除されるというようなことを聞いております。

その中で、岐阜県においても緊急事態全面解除に関わる対応が5月26日に示されました。1番目は新しい生活様式の定着、2番目は外出におけるリスクの回避、3番目が施設の感染予防対策の徹底、4つ目がイベント等の開催制限というようなことで、これが県が提示した解除の関係でございます。

養老町においても、公民館、自治会館の使用に関して、6月の初めに私の地域においても回覧が回されて、会議等の使用ができるというようなことになっております。しかし、県内においては大きなイベント、秋の高山祭り、郡上踊り、これらも早々と中止が決定をされておりますし、また各地区の花火大会、これもほとんどが中止を発表されております。そんな中で、養老町の今後の主催のイベント、行事の対応についてを質問いたします。

まず、全町的な大会、行事等でございますが、9月には戦没者の慰霊祭、秋には養老フェスタ、年が明けて成人式、消防の出初め式等がございますが、これらの考え方、また現在、県主催の養老公園開園の140年祭が開催中でございますが、私どもには全く伝わってこないのが現状でございます。これらの経過と今後についてをお尋ねをいたします。

また、各地区において、これからもいろんな行事が計画されております。盆踊り大会、町民運動会、敬老会、公民館祭り。公民館祭りは今年の3月、私ども池辺地区は中止をいたしました。これらに対する指導をどのようにされておるか。

次に、公民館講座への対応。これは前の質問で重複するかもしれませんが、公民館講座休止中というようなことで、いろんな講師料等が払われていないと私は認識しておりますが、それらの各種委託事業、各団体活動における補助金、助成金への対応はどのように考えておるか。

その中で、私が一番懸念しておりますのは、スポーツプラザ養老、スポーツマックスが受けておる事業でございますが、これも3月頃から休止をしておるというようなことで、年度当初の町民プールの委託料6,253万2,000円を予算化しております。また、使用料に関しましては、363万2,000円を計上されておりますが、これらの考え方をお尋ねいたします。

○議長（吉田太郎君） 高橋住民福祉部長、答弁。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（高橋正人君） それでは、ただいまの松永議員の御質問に関しまして、養老町感染症対策本部庶務の関係で健康福祉課より、併せて1点目、2

点目、4点目について御回答を申し上げます。

まず1点目の件でございますが、5月25日に緊急事態宣言が解除されまして、国より催し物の開催に係る段階的緩和が示されまして、8月1日をめどに感染状況を見つつ、イベントへの参加人数の制限の解除を行うこととなっておりますが、他府県の感染者推移の状況を鑑みますと、まだまだ予断を許さない状況であると認識しております。

当町におきましては、このような状況を踏まえまして、5月28日に各区長、各公民館長宛てに、町主催及び関連行事は、本年12月末まで自粛及び自粛要請をするなどの通知をしております。また、年明けの行事につきましては、今後の近隣県や全国的な感染状況を見定めながら、開催の是非を決定してまいりたいと存じます。

続きまして、2点目の地区行事等への指導でございますが、盆踊り大会、敬老会、町民運動会につきましては、自粛及び自粛要請をしてまいります。その他の町主催及び関連行事につきましても、本年12月末まで自粛及び自粛要請するという方針に変わりはありませんが、9月末までに感染状況を見て再度判断するものもあると考えております。関係する各種団体へは丁重に説明し、理解を得てまいりたいと存じます。

4点目の各事業の補助金、助成金の対応でございますが、各事業の補助金等に関しましては、既に交付されている場合は、事業の実施の有無により年度末までに精算し、返還を要請する場合がありますと存じます。

私からは以上でございます。

○議長（吉田太郎君） 大倉産業建設部長、答弁。

○産業建設部長兼建設課長（大倉 修君） 養老公園の開園140周年の関係につきまして、私のほうから御回答させていただきます。

このバッジにもございますように、今年は養老公園、1880年に開園しまして140周年ということで、県のほうにおきましても、秋のイベントに向けましていろいろ準備されたところでございますけれども、このコロナの状況がございまして、予定しておったものを中止ということでございます。

今後の状況によっては再開するようなこともちょっと聞いておりましたけれども、なかなか難しいということで、秋については現在のところ中止ということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田太郎君） 小里生涯学習課長、答弁。

○教育委員会生涯学習課長（小里克昌君） 私のほうからは、公民館講座等への対応ということでお答えさせていただきます。

公民館講座への対応につきましては、先ほどの早崎議員の御質問でお答えしたとおりでございます。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） 西川教育委員会事務局長、答弁。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（西川敏明君） 私のほうから

は、町民プールについて御回答申し上げます。

養老町民プール、名称はスポーツマックス・養老ということで、これはネーミングライツを使っただいておりますので、名称はスポーツマックス・養老ということでございます。町民プールにつきましては、3月1日から休館としておりましたが、6月2日の火曜日から一部利用の再開をしております。

現在は大人の方のみプールを利用していただけるということでございますが、今後は子供さんにもプールを利用していただけるように今検討をさせていただいているところでございます。

委託料につきましては、契約額といたしましては4,920万円ということでございますが、今回、新型コロナウイルスの関係で、施設の運営が思うようにならないというような状況もございましたので、契約書の中に特記事項といたしまして、委託料の精算の部分を加えて今回は契約をさせていただいておりますので、それに基づきまして来年以降で委託料の精算をさせていただく予定でございます。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 12番 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） このコロナ対策については、ワクチンが完成して普及するまでは、なかなか私は終息できないものと思っております。それにつきまして、今後いろいろな行事が徐々に緩和されていく中で、徹底した感染予防対策を取っていただきながらいろいろな行事を徐々にやっていただきたい、そして町内のまた各地区の活性化をぜひ盛り上げていただきたいと思っておりますので、これに対して町長から一言御回答を頂き、私の質問を終わります。

○議長（吉田太郎君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 様々な施策を今までに御回答させていただいたところでございます。

松永議員申されるとおり、本当にワクチンが開発され、特効薬ができるまで、この問題は引きずるというふうに考えております。そんな中でも、国においては新しい生活様式ということでございます。これを基本に、それぞれの方が感染しない、うつさない、そういった形で生活をしていただけるように、行政としてもあらゆる限りの施策を今後取っていききたいというふうに考えておりますので、住民の皆様におかれましても、議員の皆様方におかれましても、御理解、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田太郎君） 以上で、12番 松永民夫君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開時間は13時からとします。

（午前11時58分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（吉田太郎君） 休憩を解き、再開します。

次に、1番 西脇康君。

○1番（西脇 康君） 発言の許可を得ましたので、通告に基づき質問いたします。

小・中学校の学校給食の現状を踏まえた、今後の在り方3点について質問いたします。

1点目は、給食費の無償化についてです。

コロナウイルスの影響で社会に及び経済活動は大きな打撃を受け、休業を余儀なくされ、収入も激減し、また学校は長期間休校となり、自宅待機で食料費の負担が増加するなど、子育て世帯の負担が増大しました。

学校給食は、児童・生徒の健やかな育ちを支える重要な機能であります。その重要な機能を、コロナウイルスの影響で継続するのが困難な子育て世帯も発生しております。このような状況下で、子育て世帯の学校給食費の負担軽減や不安を和らげ、安心して子育てできる対策として、小・中学校の学校給食費の無償化についてお伺いいたします。

2点目は、給食調理施設の今後についてです。

現在、各小・中学校の調理施設の現場は、施設や調理器具等の老朽化が進み、調理師の皆さんの調理環境も非常に厳しいものがあり、この中でたくさん毎日給食が作られています。また、今回のコロナウイルス感染対策のため夏休み期間も短縮され、真夏の猛暑の中、高温多湿の調理室での作業等の大変さが危惧されます。その中で、自校給食のよさを生かしつつ、食材のロスをなくしたり、調理師さんの担い手不足等の問題解決に施設等の合理化、統合は考えておられるか、お伺いいたします。

3点目は、給食時、配膳時におけるコロナ対策です。

現在、給食棟で一堂に食事を食べられている学校は4校、教室での食事は5校であります。会話を楽しみながら食事をする普通のことできない現状ですが、感染リスクに配慮し、児童・生徒等全員の前後の手洗いを徹底し、会食時は飛沫を飛ばさないように向かい合わせにしない、会話を控えるなどの対応が行われているかと思いますが、いつ終わるか分からないコロナ対策、段階的に緩和される予定だと思われませんが、段階的な緩和策をお伺いいたします。

○議長（吉田太郎君） 教育長 森島恵照君。

○教育長（森島恵照君） 西脇議員の御質問について、1番目と3番目を私のほうから、2番目を担当者のほうからお答えします。

給食費の無償化についてですが、憲法26条2項には、義務教育の無償化は授業料と教科書であり、給食費をはじめとした諸費はその範囲に含まれていません。

学校給食法第11条及び同法施行令第2条では、給食費のうち食材料費を保護者が負担とし、給食設備費、修繕費、人件費等は学校設置者が負担することとなっています。養老町では、現在、小学校1人当たり年間4万9,500円、中学校は5万8,000円を保護者に負担していただいています。

給食費の無償化を実施している自治体は、調査によると全国の4%です。そのほとんどが、人口1万人以下の自治体が多いのが現状です。県内で実施している場合の多くは、例えば1年のうちの3か月程度を実施するというような方法で実施していると聞いています。

本町では、経済的に困窮している保護者を支援する制度として就学援助制度があり、準要保護者に対し、町が給食費や学用品費等を支援しています。現在、小学校51人、中学校40人に補助しており、町単独事業のため、給食費は年間484万600円を全額補助しております。また、特別支援学級に在籍する児童・生徒22人に対しても補助しており、こちらは2分の1の国庫負担はあるものの、27万8,500円を負担しています。この就学援助制度は、小・中学校の入学時や家庭の状況が変わったときに学校からも説明し、周知に努めています。

給食費の無償化を進めると、確かに保護者の経済的な負担を軽減するメリットがあります。しかしながら、財政負担は大きく、本町でも年間1億1,000万円を超える経費がかかります。現在のところは、給食費の無償化等については難しいと考えております。

3番目の給食時、配膳時におけるコロナ対策についてです。

給食時におけるコロナ対策は、御質問にもあったように、事前の手洗いやうがいを徹底するほか、給食当番の健康状態や衛生状況を毎日確認し、次のような感染防止対策を行っています。

マスクと手袋を着用して配膳する。配膳に関わる児童・生徒を減らす。教職員も共に配膳をしています。盛りつけた食器を児童・生徒が取りに来る方式で、できるだけ接触を避ける。配膳を簡素化するため、献立を工夫する。分散登校中は、おにぎりや牛乳、デザート等の簡易給食としました。通常の給食が6月15日から始まりましたが、配膳の過程を省略できる品数の少ない献立、例えば具だくさんの汁物やカレーライス、丼などのメニューで工夫しています。

給食を食べるときは、御質問の中にもあったように机列の間隔を取り、全員が前を向いて、お話をせずに無言で食べます。給食における新型コロナウイルス対策は、5月22日に文科省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」が出て以来、変更はありません。岐阜県の対策も同様です。変更があれば、例えば1日の消毒が2回から1回に変更されたことがあるのですが、そのようなときには通知が出ます。そのような通知が出るまでは、原則的には現在の対策を継続します。

給食は感染リスクが高いと分析されています。このことを受けて、常に安全・安心な給食を目指し、随時改善してまいります。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） 西川教育委員会事務局長、答弁。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（西川敏明君） 私のほうから

は、２点目の給食調理施設について御回答を申し上げます。

町内の小・中学校の給食施設につきましては、昭和50年代から60年代にかけて建築されたものが多く、築年数は平均して約35年となっております。給食備品につきましては、毎年各学校から提出されました要望に基づいて、耐用年数を考慮した上で入替え等を行っております。

給食施設につきましても、保健所からの指導を踏まえ、随時改修をしています。老朽化や災害の影響により予期せぬ修繕等が必要となることもございまして、毎年限られた予算の範囲内の施設維持管理には苦慮しているところでございます。

給食施設をめぐっては、今回特にですが、夏場の高温多湿の苛酷な環境、少子化による児童・生徒数の減少、慢性的な調理員不足といった問題もございます。小規模な改修を繰り返しながら施設の長寿命化を図るのか、将来的な学校の統廃合、または給食施設の集約化を見据えて、現施設の改修・改築に慎重に取り組んでいくのか、今後、研究・調査を進め、検討していくべき問題であると考えております。以上でございます。

〔１番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 西脇康君。

○１番（西脇 康君） 給食を通じて、食の大切さ、作り手の皆さんへの感謝、会話の楽しみなど当たり前のことを再認識し、笑顔あふれる給食が戻ることを願い、質問を終わります。

○議長（吉田太郎君） 以上で、１番 西脇康君の一般質問を終わります。

次に、５番 岩永義仁君。

○５番（岩永義仁君） ただいま指名を頂きました、養老の未来をつくる岩永義仁です。

今回は、養老女子商業高等学校の跡地問題と、前回の３月議会に引き続き、コロナ関連の２件について質問を行います。

まず、コロナ関連の質問を行います。

前回、３月議会でコロナを取り上げた際は、まさに新型コロナ感染拡大により、政府から特措法に基づく緊急事態宣言が出される直前でした。今回は、喫緊の緊急対応について質問した前回の３月議会の一般質問とは違う視点で質問を行います。災害対応、教育関係、町や町内各地区のイベント等について順次質問をしていきます。

まずは、出水期を迎えるこの時期で気になるのは、台風や豪雨です。先日来、県内で頻発している地震も心配です。災害により避難する避難所の体制について一般質問の通告を出していましたが、既に別の議員の質問で、避難所での感染症対策についての概要については答弁が出ています。私からは、以下について質問を行います。

つい先日、国が地方創生の財源を、避難所での感染症対策に適用させると発表がありました。本定例会の補正予算でも避難所の感染症対策の予算が盛り込まれていますが、この予算は今回の国が発表した内容に適用されるのか、お聞きします。

次に、避難所での感染症対策としてどのような整備を行うのか、具体的な整備内容についてお答えください。

最後に、コロナ禍というこの状況の中で実際に避難の必要が生じた場合、避難所の運営はどのように行われるのか、お答えください。

次に、教育についてお聞きします。

6月1日から限定的に学校が再開され、児童・生徒が登下校する姿を見るようになりました。日常が取り戻されつつあり、ひとまずはよかったと思います。

昨年度の3月と新年度から4月と5月の3か月にわたって、授業に遅れが出ました。再開後もすぐには通常運行とはならず、再び学校に慣れる期間も考えると、相当の遅れが出ると見込まれます。子供たちにとっても教職員にとっても、経験のない事態です。授業の遅れへの対応については、これも別の議員の質問で答弁が出ておりますので、質問事項の通告をしてありましたが、省かせていただきます。

教育長の答弁からは、遅れを取り戻すのは容易ではないということが伝わってきました。実際、小学生の保護者の方にお話を聞くと、現在、今年の教科書を使った授業ではなく、昨年の復習をやっているようですというようなお話がありました。学校としても、現場ではかなり苦勞していることがうかがえます。こういった遅れを取り戻すために夏休みが短縮され、お盆までとなっています。授業時間を確保するための判断でしょう。

1つ心配があります。

学校では、昨年までにエアコンが整備され、教室内の環境が大幅に改善されています。しかし、登下校時はどうでしょう。灼熱の8月にマスクをつけての登下校となるでしょう。中学生はもちろん、特に小学生の低学年などは熱中症が懸念されます。水分補給だけでは対応できないのではないかと思います。どのような対策を考えているのかお答えください。

もう一点、体育祭や修学旅行等々、これらの各種学校行事は子供たちにとっては大きな楽しみであり、教育上ももちろんですが、さらに経験による人格形成上においてもとても重要なものです。すぐにでも考えなければならない案件ですが、どのように対応されるのかお答えください。

次に、コロナ関連のその他として質問をいたします。

町で今年度予定されていたイベント等の行事や各種講座等について、年内の中止が告知されています。これは、現時点での状況を踏まえての決定と捉えています。緊急事態宣言が解除されても、いわゆる3密を避ける等の新生活の様式が叫ばれている中ではやむを得ないと理解しています。イベントや講座等を再開するための基準はどのように考えているのか、具体的なものがあればお答えください。

以上について、答弁を求めます。

○議長（吉田太郎君） 中島総務課長、答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） 岩永議員の御質問に関しまして、私のほうからは1点目の避難所の感染症対策につきまして、実務的な内容が伴いますので、総務課のほうより回答をさせていただきます。

災害対応に伴う新型コロナウイルス感染症対策事業といたしまして、避難所の感染症対策に必要な資機材等の整備を行う事業について、今回の補正予算にて計上しております。これは、岐阜県の避難所生活環境確保事業費補助金を活用するもので、一般財源分につきましては、議員が言われる新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたします。

感染症の感染拡大が懸念される中、こうした状況下において災害が発生した際、避難所を開設・運営するに当たり、3密を避けるなど感染症対策を徹底する必要があることから、衛生管理のための消毒液やハンドソープ、専用スペースを確保するためのパーティションや簡易テント、段ボールベッドのほか防護服セットなど、感染症対策に必要な資機材を整備するものであります。

先般、本町で作成いたしました養老町避難所運営マニュアル、新型コロナウイルス感染症対策編に基づき、避難所運営に当たっては、避難者の健康状態を事前にチェックし、発熱や体調不良のある方の専用スペースを確保する完全分離体制を取る必要が生じてまいります。それに伴いまして、感染防止を図るため、専用スペースや居住スペースにおける避難者の一定距離の確保やパーティションの設置により、3密を回避しなければなりません。

避難者につきましては、毎日の検温、体調チェック、マスクの着用、手洗い及び消毒を徹底し、避難者の健康管理に努め、また体調不良者等について医療機関や保健所との連携を十分に密にし、迅速かつ適切な対応に努めてまいりたいと存じます。

感染症対策を講じた避難所運営には、十分な資機材を整備することが重要でございますので、今後も引き続き備蓄品の拡充に努めてまいりたいと存じます。

また、住民自らの備えとしてマスク、消毒液、体温計、ビニール手袋等の衛生管理用品等を御用意いただくなど、事前対策としての自助の備えも併せてお願いしたいと存じます。

私からは以上でございます。

○議長（吉田太郎君） 教育長 森島恵照君。

○教育長（森島恵照君） 岩永議員の御質問にお答えします。

熱中症対策と、さらにコロナ感染症の対策との合わせたことをどのようにするかということだと思います。

現在でも、下校のときにマスクをつけて帰るということに対して非常に不安があることから、岐阜県の教育委員会からも下校時、様子を見てマスクを外して随時息を整えとか、涼しい環境をつくるというような通達が参っております。そのことに応じて、学

校のほうで指導しているところです。

夏休み、つまり今までですと7月20日から31日まで、さらに8月16日以降という時期が授業に当たります。その間の熱中症対策については、大変苦慮して心配しておるところです。

夏休み中の登下校における熱中症対策としては、まず1つ目は、下校時刻を16時以降にする、一番暑い時間を外すということです。水分補給を取るよう指導したり、適宜マスクを外して呼吸を整えたりするように指導する。さらに、新しい取組として、傘を差して下校するというのを考えています。登校もそうですけれども、随分と暑さがしのげますし、自然にソーシャルディスタンスを取ることができ、かつマスクを外すこともできるかと。そのような方法で今、学校のほうにも呼びかけ、検討しているところです。もちろんこうした取組は地域にも事前に知らせて御理解いただくようにし、啓発に努めてまいりたいと思っております。

もう一点、小・中学校の行事、とりわけ運動会や修学旅行等、子供たちが楽しみにしている行事への対応についてです。

コロナ禍における運動会や修学旅行、学校行事の在り方については、基本的に学校行事を実施するかどうかは学校判断となります。しかし、教育委員会としましても、判断する際の方針として、第1に、新型コロナウイルス感染症のリスク判断を優先すること。第2に、感染症防止で中止はやむを得ないと安易に考えずに、その中でも児童・生徒のことを考えて、実施する方法はないかと考えることとしています。この先しばらくは感染防止の取組は続きます。その中でできることを探し、工夫することこそ、今子供たちに伝えたい教師の姿だと考えているからです。

運動会・体育大会については、例年のような取組はできません。しかし、先日も臨時の校長会を開き、校長とも打合せをしておりますが、感染防止対策を十分にした上で、小規模な取組を行うよう計画しています。中学校では、短時間のスポーツフェスティバルを考えています。部活動は、中体連の大会は全て中止になりました。しかし、これも子供たちが非常に楽しみにしていることなので、町内中学校が協力し、校内の引退試合やミーティング等、生徒の思い出に残る取組を工夫して行います。

修学旅行は、現在のところ、全ての学校が10月以降に実施するよう時期をずらしました。それでも状況によっては実施できるかどうか、先が読めない現状です。ガイドラインの遵守を第一とし、感染リスクの高い場合は目的地を変更したり、宿泊ができない場合は日帰りのプランを立てるなど、あらゆるケースを想定してPTAの役員の皆さんとも協議し、業者とも打合せをし、実施できる方向で何とかできないかというふうに進めています。それでも状況が変わって実施が難しい場合は、残念ながら中止もあると思いますが、できる限り行ける方向で何とか工夫できないかと、今取り組んでいるところでございます。以上です。

○議長（吉田太郎君） 小里生涯学習課長、答弁。

○教育委員会生涯学習課長（小里克昌君） では、私のほうからは、岩永議員の3点目の御質問についてお答えいたします。

生涯学習施設の利用に際し、教育委員会では町の対策本部における協議の下、地域住民の健康と安全を第一に考え、新型コロナウイルスがある中での新しい生活様式を実践し、徐々に日常を取り戻していくことを目的に生涯学習施設利用に関する方針を定め、感染拡大を防止するための対策を講じた上で、7月以降の段階的な解放に向けて関係機関と協議を進めております。

具体的には、新たな段階として感染リスクの低い団体活動や研修会等での利用再開を目指しております。特に、感染防止の対策に係る利用条件として、①会議室等の広さに応じた使用可能人数の設定。②施設を使用する団体責任者に対し、事前に各活動の感染リスクを避けるための具体的な対応策をまとめたチェックリストの提出と参加者名簿の作成、参加者の体調確認の徹底。③使用した部屋や備品の清掃、消毒作業などであります。

なお、具体的な対策を講じても十分な対応ができないと判断される活動もあり、現段階では施設の利用を許可せず、主催者に対し活動の自粛を促すこともあります。

十分な対応がなされているか慎重に判断すべき活動としては、①歌唱を伴う活動、②強く息を吹く楽器を使用する活動、③大声での発声を伴う活動、④身体的接触を伴う活動、⑤激しい呼気を伴う活動、⑥調理、会食を伴う活動などであります。

今後、社会情勢の急激な変化も想定されることから、利用者団体への説明会などを開催した上で、利用者の健康と施設の感染防止対策に御理解いただくよう努めてまいります。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 学校関係と生涯学習講座等について、再質問を行います。

学校関係です。

夏休みが短縮され、お盆明けの暑い時期に登下校を強いられる児童・生徒への対応についての考えをお聞きしました。

私からも対策を1つ提案します。

特に影響が懸念される小学生の通学路で、打ち水大作戦を実施しましょう。打ち水については、蒸発した水分による湿度の上昇で逆効果というような意見もありますが、それはヒートアイランド現象が起きるようなビルの立ち並ぶ都心部での話です。窓から外を見れば分かりますが、平野部で風抜けのよい養老町では、打ち水の水分蒸発による湿度上昇は起こりにくいはずです。また、朝・夕の実施に効果が高いとされる打ち水は、登下校のタイミングとも一致します。さらに、注目度が高くなることで、見守りの効果

も高まります。よいことづくめですね。広報や町ホームページで、通学路沿いにお住まいの方に協力をお願いしましょう。見解を求めます。

次に、学校行事に関してです。

私としても、例えばどういう形であれば修学旅行に行かせてあげられるのか、バスなど交通機関が密で駄目という状況下では、実施のためのアイデアが出ません。行かせてあげたいという思いだけでは、実現は難しいでしょう。ここは思い切って町民へアイデアの募集を行ってみてはどうでしょうか。2万8,000人の養老町民の知恵をお借りして、実施のための僅かな可能性を切り開いてみませんか。

次に、生涯学習関係です。

生涯学習講座等の再開基準の答弁がありましたので、お聞きします。

例えば、町民会館の大ホール、こちらは600人ほどが定員であったと記憶していますが、いわゆるソーシャルディスタンスを確保した場合、何席ほどの利用が可能であるか、こちらの試算があればお答えください。本会議上の傍聴席を見てもらえば、イメージが分かると思います。こんな感じで試算があるかということですね。

以上の、主に登下校時の熱中症対策、各種行事实施のためのアイデア募集、町民会館での試算、これら3点についてを再質問とします。

○議長（吉田太郎君） 教育長 森島恵照君、自席で答弁。

○教育長（森島恵照君） 貴重な御提案をありがとうございます。

現在、養老町内全ての学校は、コミュニティ・スクールになっております。水まきの大作戦、地域住民の皆さんへ御協力をお願いすること、あるいはまた修学旅行の在り方についてもいろいろ御意見を募集させていただくこと、これらのことはコミュニティ・スクールの運営協議会等々地域住民の代表の皆さんがおっていただけますので、そういった方々を通し、幅広い御意見を頂いていきたいと思っておりますし、現在もそういった取組をして、少しずつ進めておるところでございます。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） 小里生涯学習課長、自席で答弁。

○教育委員会生涯学習課長（小里克昌君） それでは、岩永議員の再質問についてお答えいたします。

生涯学習施設の使用可能人数の算定においては、収容人数の2分の1を基準として、各部屋の面積を人との距離を2メートルで捉え、1人当たり4平米で換算し、算定しております。

町民会館の大ホールにつきましては、2階席も含め620席ございますので、2分の1とすると310席となります。しかし、人との距離は1メートルしかなく、おおむね2メートルの間隔は必要としていることから、現状では1階席で150人、2階席を含め200人程度が適当ではないかと考えております。以上でございます。

〔5 番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 日本どころか世界中がコロナ禍による大混乱している中であって、先を予想したり想定したりすることの困難さはよく分かります。

コロナ関係の補償でも、全国の自治体独自の取組を、メディアを通じて目にします。養老町でも独自の取組があります。しかし、世界的な大災害の中であって、本来、自治体の財政力次第で住民への補償に格差が生じるということは、あってはならないことです。この辺りについては、国が交付金などで全国的に平均化していただかないといけなものだと思います。

幸い、国から、利用できる補助金等のメニューが出てきつつあります。今後も追加で補助金が創設されることでしょう。

3月議会でコロナ対応の一般質問を行ってから今日まで、町の対応を見てきました。緊急事態下での限られた資源と時間の中で、町としては十分及第点以上であったと私は評価しております。素直にお疲れさまですと伝えたいです。引き続き執行部、各課では、こうした補助金等のメニューを漏らすことなく利用し、弱い町の財政力をカバーして、住民の生活を守っていただきたいと考えます。このことを申し添え、この質問を終わります。

次の質問に移ります。

旧養老女子商業高等学校の跡地利用についてです。

この問題は、過去にも一般質問において利用方法についての提案や町の方針を確認してきました。ここ数年の間も利活用の検討会議等が行われていたようですが、一向に状況が好転しないので、再び質問を行います。

大垣養老高等学校養老校舎跡地利用検討委員会、長い名前ですけれども、こちらの会議記録を調査したところ、高校跡の利活用に当たって、これまで企業誘致等の町の取組によって無償で貸与するというのが県の方針でしたが、平成30年11月の会議記録によりますと、現在は町以外が利用する場合、つまり企業誘致や団体等に利用させる場合には無償で貸与はせず、県が売却するという旨の発言が記録されています。町単独であれだけの休眠施設を利活用するということは難しく、これにより検討会議は事実上解散となっています。

県による養老女子跡地に対する方針変更で、これまで町が利活用について大学の研究室や企業と検討してきたものが全て白紙となってしまいました。なぜこんなことになってしまったのか。以上のことは、町が県と綿密に連携できていなかったために起きてしまったのだろうと判断いたします。現在、県とはどのような前提条件でこの養老女子商業の跡地利用について話し合っているのか。そもそも話合いの継続ができていいのかも怪しいです。町としては、今後この学校跡地をどうしていく方針なのかお答えください。

次に、本件の取扱いについては、廃校跡から有効施設へと転換するためには、県への

強い働きかけが必要であると考えます。これまで県下で廃校となった施設のうち、いまだに利活用がされていないのは、この養老町にある養老女子商業高等学校の跡地だけです。辛うじて統合先の養老高校が一部、部活動で僅かに利用するのみです。校舎跡やプール跡といった敷地内の大部分を含めて、事実上は放置されている状態なのです。このような町にとって朽ちていくだけの、いわゆる不良施設とも言えるものが、廃校から20年近くなるほど町内で放置されていることは、まちづくりを行っていく上で非常に障害になる状態です。県がこの高校跡地の利活用についての方針を早急に示すよう、町行政を挙げて県に働きかけを行うことを提案します。見解を求めます。

○議長（吉田太郎君） 松岡総務部長、答弁。

○総務部長兼企画政策課長（松岡弘泰君） 岩永議員の御質問に回答させていただきます。

大垣養老高等学校養老校舎の跡地利用につきましては、町議会議長、町議会総務民生委員長をはじめ、区長連絡協議会長やPTA会長らで構成する大垣養老高等学校養老校舎跡地利用検討委員会を設置し、御意見を伺ってまいりました。

その間、町民アンケートや現地視察、県内のほかの廃校活用事例を調査するなど、平成29年度以降5回の委員会を開催してまいりましたが、その中において有効な活用方法を見いだすには至らなかったことから、この本年3月に同校舎の跡地利用については、今後岐阜県において検討いただく旨の通知を岐阜県教育長宛に提出したところでございます。現在は、県有財産を管理している岐阜県総務部管財課において、未利用財産の活用ニーズ調査を実施されておると伺っております。その中で県の組織内に照会中と伺っております。

県での活用方法を検討されているところでございますので、随時、県と情報共有を図りながら、その状況を見守ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○5番（岩永義仁君） 働きかける答弁も今のでもいいということですね。

○総務部長兼企画政策課長（松岡弘泰君） そうです。

〔5番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 再質問を行います。

今年度になってから、これまで県とこの跡地利用に関して、町としてどのような話し合いやアプローチを行ってきたかお答えください。

○議長（吉田太郎君） 松岡総務部長、自席で答弁。

○総務部長兼企画政策課長（松岡弘泰君） 先ほども申し上げましたが、今年度におきましては、跡地利用について県で検討していただくよう、本年3月に通知をしております。そこで、今年度につきましては、県内部で活用ニーズ調査を実施されておるということを県と確認したところでございます。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 今年度の進展は、これまでない。このコロナ禍により、町も県もほかごとに注力する余裕がなかったということもあるでしょう。しかし、動かなければいつまでたっても進展しません。割れ窓理論というものもあります。廃墟となった県の施設をいつまでも放置させてはおけません。それは、町から県へ物申すというような行為は、お役人という立場では難しいのも想像ができます。私たち有志の議員も、県との話合いや調整、申入れといった後押しができればと考えていますので、共同戦線でこの問題に対して、今年度、少なくとも方向性と問題解決への道筋をつけましょう。山を動かすのは、この場にいる私たちです。このことを申し述べ、今回の一般質問を終わりたいと思いますが、最後に町長にお聞きしたいんですけれども、私は議員になってから10年間、ほぼ毎日この養老女子商業高校跡の前を歩いて朽ち果ててゆく姿を見ておるわけで、非常に悲しい思いをしておるんですけれども、町長はあまり見る機会もないのかなとも思うんですけれども、町長はこれについてどのように考えているかというようなものをちょっとお聞きしたいなと思います。最後にこれを聞いて終わりとします。

○議長（吉田太郎君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） この養老女子高の跡地利用につきましては、私、就任当初からかなり議論をされていたということで、何とかその利用目的がないかということで議員の皆様、それから区長会、それから住民の調査もさせていただいたところでございます。

その中で幾つかこれはというような使用の目的もございましたけれども、何と云っても全施設を利用するというのが当初条件でございまして、建物を維持管理するためには2,000万、3,000万円という維持管理費が必要だというような試算もあったということでございます。また、民間の企業もそこを借りてというお話もございましたが、調査した結果、あまり芳しくないのではないかというようなことで、非常にあれだけの建物を放置しておくのがもったいないとは思いつつも、なかなかいい利用目的がなかったということでございます。

そんな中で、いつまでも町で模索をしているのもということで、今年の3月に、取りあえず県と共にその使用目的を考えてみようということでございまして、今、立ち消えになったということではございません。県のほうもニーズ調査等しておりますので、今後皆様方にもいいアイデアがあればぜひともお聞かせを頂いて、県のほうへ申し添えたいというふうに思っておりますので、今後もよろしくお願いをいたします。以上です。

○5番（岩永義仁君） 終わります。

○議長（吉田太郎君） 以上で、5番 岩永義仁君の一般質問を終わります。

次に、2番 清水由美子君。

○2番（清水由美子君） 議長に発言の許可を頂きましたので、通告に基づき質問いたします。

初めに、教科書選択についてお尋ねいたします。

3月25日の産経新聞に、「自虐記述は適切か」の見出しで、文部科学省は3月24日、令和3年度から中学で使われる教科書の検定を発表した。合格した社会科の歴史教科書では、平成16年度の検定以降使われなくなっていた従軍慰安婦の呼称が復活したほか、南京事件などについて、自国の近現代史を殊さら悪く描く記述が一部で見られた。天皇の役割についても、国民全体でコントロールすると、一般的な国民感情とはそぐわない記述もあったが、検定意見はつかなかった。新学習指導要領で自国の歴史や文化への愛情を深めることが求められる中、自虐色が強まる傾向が見られたと記事がありました。

現在、中学で使われる教科書は、幾つかの出版社の中から選定し、決定されると聞いています。産経新聞には、南京事件について各社教科書の主な記述が掲載されており、出版社によって記述の違いがあることが分かります。こちらが表となります。

例えば、教育出版では、「多数の死者を出しました」。東京書籍、山川出版社などでは、「中国人を殺害しました」。学び舎では、「国際法に反して大量の捕虜を殺害し、市民を暴行・殺害しました」。育鵬社については、「この事件の犠牲者数などの実態については様々な見解があり、今日でも論争が続いている」など、出版社によって記述の違いがあります。

質問いたします。

養老町では、教科書選択がどのような経過で決まっているかお尋ねいたします。

2つ目として、来年度、養老町で使われる教科書を今年選考されるとお聞きしました。養老町ではどのように教科書を決めておられますか。また、なぜその教科書を選択されますか。

○議長（吉田太郎君） 教育長 森島恵照君。

○教育長（森島恵照君） 清水議員の御質問についてお答えします。

1点目、養老町ではどのような経過で教科書が決まるのかということについてですが、教科書採択は、教科書無償給与制度に基づき、無償措置法に定める手順で決定します。具体的には、岐阜県教育委員会が教科用図書採択審議会を設置し、市もしくは郡の区域またはこれらの区域を併せた地域を採択地区として設定します。西濃では、西濃地区採択協議会が設置され、養老町を含む2市9町が協議して同一の教科書を採択することになっています。

令和3年度採択される中学校の教科用図書の協議については、5月の養老町教育委員会にて西濃地区採択協議会の設置に同意し、町内中学校より研究員を派遣して調査・研究しております。その後、西濃地区採択協議会の協議結果を養老町教育委員会でも協議し、同意するかどうかを決定する予定です。

なぜその教科書が採択されるのかということの結果と採択理由については、西濃地区採択協議会が規定に従い公表します。現在まだ審議中でありまして、調査・研究・協議

の内容は、9月1日以降、正式に公表される予定となっております。

教科書採択の公正を図るため、協議過程における審議の内容は公表できないこととなっておりますので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 清水由美子君。

○2番（清水由美子君） 昨年的一般質問でも取り上げさせていただきましたが、養老町では人権教育にしっかり取り組まれ、自己肯定感の高い生徒が他の市町より多いと結果が出ています。ふるさと教育にも力を入れておられ、町の宝物など郷土愛、愛町心を育てる取組を多くされています。

産経新聞には、中曽根元外相が26日の二階派会合で、このような記述について、自虐史的なものや誤った記述が通ってしまったことは非常に大きな問題と述べ、党文部科学部会などの関係者から事情を聴取する考えを示したともありました。

養老町では、6月25日まで町図書館2階に各社の教科書が展示され、どなたでも内容を見ることができます。教育には、人間を変える大きな力があります。伝統と文化を尊重し、日本の歴史に誇りを持てるような子供たちに育っていきましょう、ふさわしい歴史や公民の教科書の選択が養老町でされますよう要望し、次の質問に入ります。

続きまして、ごみ収集日について質問いたします。

現在、養老町では、祭日はごみの収集はしないとなっております。昨年までは月曜に振替休日が多く、可燃収集日が月曜、木曜の養老地区からは、数年前から収集回数の改善の要望があったとお聞きしています。

こちらが2019年のカレンダーですが、笠郷地区も同じですのでこちらで見ていただきます。月曜の祭日が多いため、少なくなっています。

昨年、担当の課に、これを踏まえ今年度の収集日の予定をお聞きしますと、今年度は月曜祭日が少ないことで、今までより解消できている。また、来年度からはどの地区も同じ回数になるよう調整していくと回答いただいています。

これが今年のカレンダーです。祭日は少なくなっております。少し解消されております。

その後、他市町を調べてみると、祭日も回収している市町、毎回祭日を振替して週2回可燃ごみの収集ができている市町がほとんどのようです。

こちらは海津市のカレンダーです。1月ですと振替しております。ここはちょっとないですが、振替しております。

こちらは輪之内のカレンダーです。ここが可燃ごみになっておりますが、8回、9回となっております。週2回あるということです。

こちらが揖斐です。揖斐のカレンダーですが、祭日は振り替えております。

質問いたします。

1 つ目として、養老町では振替回収が毎回できないのはどうしてでしょうか。夏は特に、悪臭や虫の発生など、衛生上問題があります。

2 つ目として、来年度以降の回収の改善は具体的にありますか、質問いたします。

○議長（吉田太郎君） 問山生活環境課長、答弁。

○住民福祉部生活環境課長（問山 剛君） 清水議員のごみ収集に関する御質問ですが、実務的な内容ですので、担当課である私のほうから御回答させていただきます。

1 点目のごみ収集につきまして、現在、可燃ごみの収集は週 2 回、町内の 10 地区を 2 つのブロックに分けて収集を行っております。あわせて、資源化物でありますプラスチック製容器包装の回収、こちらを月 2 回、不燃ごみ、発泡スチロール、ペットボトルを月 1 回の収集を行っており、ほぼ全ての平日を割り当てておりますことから、円滑なごみ収集を行う上で、新たに振替日を設け可燃ごみを収集することは困難であると考えております。

続きまして、2 点目の本年度の状況と今後の振替の収集日に関する改善につきましてでございますが、令和 2 年度は振替休日が少ないこともあり、町内 2 つのブロックを分けた可燃ごみの収集日の差は 1 日と、収集回数においてほぼ均衡が保たれております。現段階においては、振替日の収集は難しい状況にあると考えておりますが、今後、定着しつつある収集日ですので、自治会の代表者など住民の方の御意見も伺いながら収集業者とも協議を行うとともに、養老ドリームパークなど年末やゴールデンウィークにごみ処分場の開放を行う特別搬入日を割り当てるなどして、そういったことも踏まえながら収集日の調整を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

〔2 番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 清水由美子君。

○2 番（清水由美子君） ごめんなさい。さっき、関ヶ原も抜けておりました。関ヶ原も 4 回です。失礼いたしました。

こちらは 2021 年のカレンダーです。また月曜、木曜の祭日が多くなっております。例えば 4 月 29 日が木曜祭日で 3 日が月曜となっており、続いております。もしこれが月曜の回収でありますと、10 日回収がないことになります。また、9 月ですと、9 月 20 日が月曜、23 日が木曜の祭日で、16 日に回収し、27 日となってしまいます。ぜひまたカレンダーを見ていただきまして、自宅に人が多くいる時期や、また気温が高くなる時期は、可燃ごみの収集が必要と感じます。クリーンで住みやすい町を目指して、来年度以降の収集日の調整をし、改善をしていただくことを要望し、次の質問に入ります。

最後、3 つ目は、新型コロナウイルスでの自粛生活による影響について質問いたします。

初めに、今回、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々にお見舞い申し上げます。仕事などで影響を受けられておられる皆様に対して、心よりお見舞い

申し上げます。

一日も早い感染症の終息を願い、質問させていただきます。

私のほうからは、子供たちの生活についてお尋ねいたします。

感染拡大防止で長期にわたって各学校が休業になり、不要不急の外出はしないよう要請がありました。学校が休業中、ほとんど家の中で過ごしたという子供たちもいるとお聞きしました。体力に差が出ていると思います。規則正しい生活を送れなかった子供たちもいると思います。外に出られないことで、スマホやゲーム依存もあったのではないかと思います。

1つ目として、外出自粛で子供たちの学習・体力・スマホ依存の対策はどのように取られましたか。学習につきましてはほかの議員が質問されましたので、追加があればお願いいたします。

2つ目として、5月28日付で教育長から発信された便りに、5月25日と29日に心のアンケートを実施するとあり、学校再開に向け、不安や悩み、休業中に困ったこと、頑張ったことなどを尋ね、支援に生かしていくとありました。今現在の実態の把握と、今後の対策はどのようにされていく予定でしょうか、お尋ねします。

○議長（吉田太郎君） 教育長 森島恵照君。

○教育長（森島恵照君） まず初めに、外出自粛中における子供たちの学習・体力・スマホ依存対策はどうであったかという点についてお答えします。

学習面の支援策については既に前の議員の皆様にお答えしておりますので、ここでは体力とスマホ依存対策等についてお答えします。

まず体力面の支援についてですが、家庭学習の課題の中に自宅でできる運動というもの位置づけ、児童・生徒に取り組むように促してきました。具体的には、縄跳びやストレッチ体操などです。これらの取組を毎日の生活振り返り表、これは子供たち自身が書くものですが、に記入するように指導し、課題提出日に確認してきました。また、スポーツマックス・養老の協力で家庭でできる運動を紹介する映像を作成し、CCNetで放送しました。体力面だけでなく健康づくりという視点から、規則正しい生活リズムを育むための指導もしてきました。歯磨き、朝御飯を食べたか、就寝時間はちゃんと守れているかなどの点検を自ら行うように働きかけてきました。小学校低学年では、保護者の御協力を頂きながら進めてまいりました。

次に、スマホ等情報機器への依存対策についてですが、さきに述べた生活振り返り表を通した規則正しい生活づくりの中で、時間を決めて行うようチェック項目をつくって点検を促してまいりました。各家庭には養老町スマイル宣言を配付し、家庭での約束づくりに取り組んでいただくよう啓発をしてまいりました。

家庭における状況を把握するのは、大変難しいことでした。週に一度は必ず家庭連絡をし、子供たちの学習状況とともに生活の様子も聞き取るように取り組んでまいりました。

た。不安を感じる児童・生徒や保護者には教育相談に学校に来ていただくように促し、面談の上、保護者と教員が共に、一緒になって改善策を考えるというような取組をしてまいったところでございます。

2つ目の心のアンケートを実施し、学校再開後、子供たちのストレスの実態把握や対策はどうであるかということですが、5月の登校日に実施した心のアンケートの結果を踏まえて、学校ではその後の学習支援や個別支援を行っています。

新型コロナウイルスの感染が心配で学校再開後も欠席している児童・生徒は、町内で今現在3名です。小学校1名、中学校2名います。学校の取組を丁寧に説明し、2人は通常の登校をするようになりました。残り1人は、子供は登校したいと望むのですが、保護者の不安が強いため、放課後登校して学校で学習の補充をしている、個別指導しているという状況です。いずれにしましても、家庭の状況、保護者のお気持ち、子供たちの様子を鑑みながら、その子、その子を大事にした取組をしていくように学校で努めているところです。

6月に学校を再開してからの児童・生徒は、新しい生活様式を意識し、落ち着いて生活していると報告を聞いています。私自身も学校を見て回りましたが、実際そのような姿でした。これまでのところ、ストレスや不安を訴える児童は少ないのですけれども、一斉授業が昨日から始まりました。15日以降は、徐々に不応傾向が出てくるものと心配をしています。

昨日、6月15日に2回目の心のアンケートを実施しました。これからもきめ細やかな実態把握に努め、支援を継続してまいりたいと思っております。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 清水由美子君。

○2番（清水由美子君） きめ細やかな対応をされているようで、安心しました。

子供たちはもちろんですけれども、先生方も衛生面の考慮もあり、大変かと思います。急に暑くなりました。健康にも留意され、引き続き指導していただきますことをお願い申し上げます。

自粛生活は、経済にも大きな影響がありました。現在は、一律10万円の支給や持続化給付金など、国や県、養老町でも救済措置は取られていますが、不況の影響はこれから秋以降にも出てくると言われています。

今後、テレワークの普及により、都市圏に本社があっても環境のよい地方で仕事を考えられる方もあると思います。I J Uターンの推進をする契機となるのではないのでしょうか。

また、リストラも含め、雇用が少なくなる業種から雇用が必要となる業種への転職もあるかと思います。近い将来、食料危機や食料自給率の問題も起きると言われています。農業への就労も多くなるかもしれません。

今回、店舗への休業自粛要請の通知の徹底の対応が養老町は迅速だったと聞いています。町長におかれましても、町民の生命と財産を守り、安心して暮らせる町、豊かで発展していく養老町に向けて、次のステップへの有効な施策を進めていただくことをお願い申し上げ、私の質問を終わります。

○議長（吉田太郎君） 以上で、2番 清水由美子君の一般質問を終わります。

以上、日程第3、町政一般に関する質問を終わります。

○議長（吉田太郎君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

本日はこれもちまして散会します。

なお、議会最終日は6月17日水曜日、午前9時30分より再開いたします。

本日は御苦労さまでした。

（散会時間 午後2時12分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和 2 年 6 月 16 日

議 長 吉 田 太 郎

議 員 大 橋 三 男

議 員 早 崎 百 合 子

